

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての 公聴会及び意見募集の結果（意見の概要）

第1部 基本的な方針

- ・ 最終的な基本計画においては明確な目標設定と目標実現の行程表を明示することで、今後5年の間の進展が担保されることを望む。
- ・ 計画全体で優先順位をつけ、重点的に進めることと、手を抜くところのメリハリをつけるべき。
- ・ 第3次基本計画で掲げられた目標の大半が達成されていないことを踏まえ、遅れの原因を分析し、抜本的で具体的な施策を打ち出すべき。
- ・ 「基本的な考え方(素案)」本文の中で3次計画の達成状況についての評価が見られず、十分な検証がなされているとは言えないのではないか。
- ・ 担当省庁を明記すべき。
- ・ 第3次基本計画から明らかに後退した項目については、最終的な基本計画に復活させるべき。
- ・ 各省や政党の既得権益に内閣府として切り込む内容の計画にしてほしい。
- ・ 女性の活躍が進むことで、女性が家庭と社会の間で、さらに苦勞することとなれば本末転倒。また、女性は定年後も育児や介護で休む暇が無いという実態もある。女性の目線で進められる内容の計画にしてほしい。
- ・ 根本的な部分で女性の地位や差別について誤った認識が見受けられることから、全面的な見直しが必要。
- ・ 男女平等を謳っていながら、すべての項目において女性に比重がおかれた記載となっており、バランスの面で素案全体の修正が必要ではないか。
- ・ 計画全般において、ジェンダー平等やジェンダー差別など、ジェンダーに関わる課題についてもっと言及すべき。
- ・ 「共同参画」から「平等」に記述を修正することが必要。
- ・ あらゆる制度を「世帯単位から個人単位に」の言葉を入れることが必要。
- ・ 現在の書きぶりでは「男」「女」という「性別二元論」が基盤となっており、セクシュアリティの連続性についての配慮が全く無いため、そこを加味した答申にしてほしい。
- ・ 今の我が国の男女共同参画なるものは、女性の役割を不当に低くみる、誤った方向にわが国を導いており、基本計画を全面的に書き換えるべき。

- ・ 素案全体を白紙撤回し、産婦人科・生殖医療等の専門家が持込んだ資料をすべて再検討した上で、検討の場から産婦人科・生殖医療の関係者は外した形で改めて議論を行うべき。
- ・ 政策編のトップに男性中心型労働慣行等の変革が位置づけられ、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正、そのための目標設定、目標達成に向けた取組、情報開示などが明記されたことを高く評価したい。
- ・ 「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の中に「11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を独立分野としたことを高く評価したい。
- ・ 3次計画にあった男性・子ども分野はなくなったが、「男性・子供」に言及している部分が多岐にわたっていることは評価したい。
- ・ 男性相談に係る取組など、男性や子どもに対する問題や課題をきちんとカバーするためにも、「3男性・子ども」分野を復活させるべき。
- ・ 文言にある「子供」を「子ども」に入れ替えるべき。
- ・ girls に対する施策について、「若年女性」などの用語を用いる形で盛り込むべき。
- ・ 第6分野(女性の健康支援)の「3 医療分野における女性の参画拡大」は、「2科学技術・医療・学術における男女共同参画の推進」に入れるべき。
- ・ 従来とは構成を変えたことによって、これまでの基本計画に見られた施策の継続性や推移を追跡しにくくなった。
- ・ 政策領域の一つ目は、男女共同参画の基本としての人権平等を置くべき。
- ・ 基盤の整備が出来、安全・安心な暮らしの実現があって、女性の活躍という順序ではないかと思うので、政策領域のⅠとⅢの順序を入れ替えるべき。
- ・ 「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」を「Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進」に修正し、その他で使用されている「女性の活躍」の文言は、全て適切な文言に修正すべき。
- ・ 女性の健康、暴力、貧困等の困難についての領域名は「安全・安心な暮らし」では不十分で、あくまでも人権問題であることをふまえ、政策領域名を再考すべき。
- ・ 「Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」に改めるとともに、中に無償労働の記述を復活すべき。
- ・ 基本的な方針に示された方策の実現に向けた取組に対して適切な規模の予算をつけ、人的配置をおこなうこと。
- ・ 各政策に「女性のための…」とつけることは逆差別をもたらしかねないため、やめるべき。
- ・ 「人材」は企業や産業界の視点からの表現であり、「高い職業能力を有した人」に修正す

べき。

- ・ 全体的に、「意識」「偏見」といった、人々の個人の意識レベルを問題とする視点が目立ち、より重要であるはずの制度改革や、差別構造の撤廃、という視点が弱い。
- ・ 自然的性差・子供の発達段階論を無視し、子供の健全な成育を阻害する可能性がある書きぶりを、教育学者等の意見を踏まえ修正すべき。
- ・ 3次計画と比較すると、目指す社会像に「男女平等の社会」という文言が落ちていることは極めて大きな点であり、文言として追加すべき。
- ・ 目指すべき社会の中で「固定的性別役割分担意識」について明記すべき。
- ・ 家族におけるジェンダー平等の推進の項目を掲げ、その具体化として家族法の必要な改正の早期実現を掲げるべき。
- ・ 目指すべき社会に、男女が共に子育て、介護その他の家庭的責任を担うという視点や、貧困問題、暴力のない平和な社会、などの要素を加えてほしい。
- ・ 目指すべき社会③について、その他の生活が職業と家庭の真ん中に入るのは日本語表現としておかしいのではないか。
- ・ 目指すべき社会の文言に、同一賃金の実現、労働基準法に沿った働き方の実現、国連からの勧告の遵守などの文言を入れてほしい。
- ・ 女性に対するあらゆる形態の差別や暴力により、女性の心身の健康が損なわれてきた歴史を踏まえ、女性の人権が保障され、安心して安全な環境で暮らすことのできる社会環境の整備を確立する旨を基本的な方針に記述すべき。
- ・ 目指すべき社会④について、国際的な評価は結果として付いてくるものであるから、文言として削除すべき。また、最重要課題にはなり得ないので、そこまでは踏み込まずに、例えば国民一人一人が取り組むべき課題としての位置付けが適切ではないか。
- ・ 目指すべき社会②の趣旨に基づき、所得税法第 56 条を廃止してほしい。
- ・ ポジティブアクションは簡単で直接的な手法であるが、男性への逆差別や真に実力ある女性に対する言われぬ蔑視を生じかねないため、慎重であるべき。
- ・ ポジティブ・アクションをアファーマティブ・アクションに改めた上で、弊害等についても十分考慮して検討することを明記すべき。
- ・ 「社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めている」との表現は現実とかけ離れており、削除すべき。
- ・ 3次計画以来の取組が女性活躍推進法にほとんど収斂されてしまうかのような記述になっていることに違和感。丁寧な総括をすべき。
- ・ 賃金格差・待遇差別など女性の活躍がこれまで正当に評価されてこなかったことこそが問題であり、女性の活躍について記述する際にはその点も明記すべき。

- ・ 第1部の3. 社会情勢についての認識という項目は、あまりにも分量が少なく、また、女性の貧困問題など、女性を取り巻く過酷な現状の因果関係の考察が不足している。
- ・ 社会情勢についての認識において、現在女性が置かれている差別的状況への分析の視野が狭い。
- ・ 「経済の好循環」がうまれているとはいえないので、記述を修正すべき。
- ・ 女性の活躍が労働力不足の解消のための取組に矮小化されている点は問題であり、書きぶりを修正すべき。
- ・ 男女共同参画は基本的人権の問題であり、経済成長や諸課題解決の手段として「女性の活躍」が必要、との書きぶりは修正すべき。
- ・ 女性の労働力としての活躍は出生率の低下や長期的な経済発展の阻害をもたらすため、再考すべき。
- ・ 2020年までに3割という目標は現時点で達成困難ではあるが、その実現のための措置がどれほど具体的に必要なのか明記すべき。
- ・ 「男女間の実質的な機会の均等を担保する」を「事実上の又は実質的な平等」とするべき。
- ・ 基本的な方針において、202030に変わる新たな目標を明示してほしい。
- ・ 非正規雇用の女性は自らの意思で「離職する」のではなく、妊娠・出産を機に雇止や解雇されるのが実態であり正しく状況を反映すべき。
- ・ 就業を希望しながら就業できていない女性300万人が大きな潜在力とあるが、希望を絶たれて残念な状況であるということを入れてほしい。
- ・ 非正規労働政策をはじめとした労働政策は女性活躍から逆行しており、基本的な方針の中でもその点に正確に触れるべき。その状況を踏まえた、労働状況改善などの対策が必要。
- ・ ライフステージに応じて女性が生き方を自分で選択し、決定出来るライフスタイルを目指すべきであり、そのための支援が必要。
- ・ 男性中心の就労は悪いとは思わない、専業主婦を望む女性も多い。
- ・ 困難な状況におかれている女性に対する言及は、同様の立場におかれている男性にも当てはまるものであり、女性に限定するのはおかしいのではないか。
- ・ 出産・育児等による就業の中断や非正規雇用に加え、ハラスメントについても女性の就業の障害として記述してほしい。
- ・ 女性が貧困に陥りやすい状況の記述中、「出産・育児などによる就業の中断」が理由としてあげられているが、中断せざるを得ない状況の問題点を指摘することが必要。

- ・ 生活上の困難の背景には、配偶者等からの暴力被害も多いため、そのことについて言及してほしい。
- ・ 「事実上女性が…家事、介護等の負担が重くなっていくことなども想定される」とあるが、既に実際に重くなっていることから、「想定される」を削除すべき。
- ・ ワークライフバランスの推進に当たっては、固定的性別役割分担意識を解消し、全ての働く人たちの労働時間の短縮、賃金の向上などの施策を充実させる必要がある。
- ・ 長時間労働の害を指摘したことに賛同。長時間労働の慣習は諸悪の根源であり、見直していくべき。
- ・ 女性にだけ焦点を当てるのではなく、男女ともに働き方・雇用の在り方を根本的に変えていく必要がある。
- ・ 女性が働きやすい社会は、男性にとっても働きやすいという事実をもっと集め、男女ともに周知してほしい。
- ・ 女性の活躍の阻害要因を「男性中心型労働慣行」と狭く捉えず、日本的雇用慣行等全体に係ることに言及すべき。
- ・ 「性差に対する偏見」という言葉の意味をはっきりさせるとともに、それを持つことで男女共同参画を阻害している主体が誰であるかを明記してほしい。
- ・ 「性差に対する偏見」という言葉は日本語としておかしいので、計画の文書から削除すべき。
- ・ 男性に対する女性からの暴力も多く発生しており、そのことについて言及していないのはおかしいのではないか。
- ・ 横断的な視点として、障害のある女性などの複合差別について、各分野で固有の課題として位置づけて、課題の明確化と計画立案、計画の実行を図る旨を記述すべき。
- ・ ジェンダー統計の重要性に鑑み、ジェンダー統計の整備・充実について、策定方針の中で言及すべき。
- ・ 具体的な施策数を少なくすると言う意味での「選択と集中」は適切ではなく、「ジェンダー主流化の観点から具体的施策を精査し」とした上で、削除した施策を再検討すべき。
- ・ 女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況について言及すべき。
- ・ 女子差別撤廃委員会の勧告をきちんと受け止めた形の記述にすべき。
- ・ 子育てを行っている男性が差別されないようにするべき。
- ・ 性差別の撤廃や男女の人権の尊重などの部分は、子どもの頃からの意識付けが重要であり、基本的な方針に、男女共同参画推進のための教育・学習の充実を盛り込むべき。
- ・ 男女共同参画が進むことで、女性はその活躍により消耗し、結果として家庭への悪影響

が生じる可能性があるのではないか。

- ・ 体力を始め男性と女性では異なる部分が多く、性能的に劣る(体力面)女性を活用する場合に、なんでも同じとしようとする事自体に無理が生じることを考慮すべき。
- ・ 性別に応じて伝統的・社会的に求められる役割、個人主義の度合いなどは国や地域によって異なる。日本としてあるべき姿を失わないようにすべき。
- ・ 女性側の特権を放置したまま、男性の権利だけを剥奪するという蛮行は、立派な人権侵害であり、国家による男性への人権弾圧行為であることから、現在の参画法の即時破棄、および、製作者の総入れ替えによる法案再作成に取り組むべき。
- ・ 伝統的な価値観が浸透しすぎている「結婚」という言葉に変わる、新しいイメージで、独立した社会人同士のパートナーシップの共同体だということを想起させる書きぶりを考えるべき。
- ・ 全ての施策を中央で決めるのではなく、地方自治体が各地域に適したものを選んで実施することや、特区などを設け独自の施策を行うことなどを検討すべき。
- ・ 研究者など、ワークシェアが難しく、キャリアを中断・再開するのが困難な仕事については、単に男性の労働時間を減らせば解決する問題ではないことから、対策について試行・研究すべき。
- ・ 離婚後の単独親権が貧困を始めとしたひとり親家庭の問題の原因であり、共同親権の導入などにより母親、父親の育児、養育の共同参画を義務化する必要があることを盛り込むべき。
- ・ 「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」について言及すべき。
- ・ 「平等・開発・平和」と憲法の平和主義を貫いていくことを明記すべき。
- ・ 視覚障害者からも意見を提出できるような配慮をしてほしい。

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の活躍

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

- ・ あらゆる分野での女性の活躍を実現するためには、男性中心型の働き方の見直しが不可欠。
- ・ 男性中心型労働慣行等の変革について、具体的な取組内容が薄く、実効性が期待できない。
- ・ 女性の間に広がる格差と貧困も、女性活躍に対する阻害要因として検討されるべき。
- ・ あらゆる分野における性差別を払拭し、すべての労働者が仕事と家庭を両立でき、非正規労働者も含めた労働者の均等待遇実現をめざすべき。
- ・ 政府が政策で対処すべきことを書くのが基本計画だと考えるが、国民が主体的に対処すべき記述が多い。
- ・ 子供が小さいうちは専業主婦を希望する女性も多いので、本人の希望に沿った政策の推進も計画に入れてほしい。
- ・ 年功的処遇そのものが女性活躍を阻害しているのかを検証し、女性が働き続けられない原因の記述が必要。
- ・ 男女共同参画は、男女が共に取り組むべき目標であり、また、現状課題認識を適切に表すように修文すべき。
- ・ 4次計画では、「性差に対する偏見」といった個人意識レベルが強調されているが、個人の意識に責任があるとするのではなく、制度構築を強化すべき。
- ・ 体力面で男女間に様々な違いがあるように、場合によっては、男女を何でも同じ扱いとすることに無理があることを考慮した内容にしてほしい。
- ・ 少子化を止めるためにも、固定的性別役割分担は必要。
- ・ 目標、基本的方向、具体的な取組に賛成。実効性を確保するためにも労働基準法改正に尽力してほしい。
- ・ 男性中心型労働慣行を変革するためにも、日本はまず差別待遇(雇用及び職業)条約を批准すべき。
- ・ 今でも女性は職場・家庭・地域で十分活躍しており、これ以上何を頑張れというのか。
- ・ 育児、介護だけでなく、家庭や地域における無償労働もきちんと評価すべき。男女両方で担うのが共同参画。
- ・ 第3次の「男性、子どもにとっての男女共同参画」という項目が第4次ではなくなり、男性

は主体性を持った当事者から理解者に後退している。

- ・ 男性の一時的な育児休業よりも、長時間労働の是正こそ重要。
- ・ 男性型働き方の中心となる「長時間労働の是正」が具体的に盛り込まれていることは、大変評価できる。
- ・ 男性中心型労働慣行と待遇のあり方について、短時間勤務や地域限定勤務の働き方に不利益を加えることも含めて、全体を見直すべき。
- ・ 長時間労働の規制、労働条件の均等待遇、男女賃金格差の是正、児童手当の拡充や教育費の軽減等、抜本対策を明記すること。
- ・ ブラック企業を根絶することも計画の柱に据えてほしい。
- ・ 先進国ドイツや生産効率が高い働き方の企業事例調査を実施し、効率的な働き方に切り替えることも検討すべき。
- ・ 男女共同で家事・子育て・介護を行えるように、長時間労働の是正にかかる具体的施策を盛り込むべき。
- ・ 男性にも非正規雇用が多い現実を見落としており、指導的リーダー層のみを想定した内容が目立つ。
- ・ 企業に対し、長時間労働是正や法順守の徹底など社会的責任を強く求め、そのための法整備を打ち出すこと。
- ・ 第 189 国会で提出された労働基準法の改正案は、長時間過密労働を固定化、加速化させる内容をもつ法案であり、4次計画で触れるのは、不適切。
- ・ 労働時間の上限規制や休暇がとりやすい環境整備が大切。
- ・ ワークライフバランスを実効性あるものにするには、労基法 36 条は不要。
- ・ 育児に比べ、介護問題の記述が少ない。
- ・ 男性の育児休業制度利用が少ない背景・原因である休業による経済的負担と昇格・昇任等の不利益扱いの改善、保育所等の整備の遅れや制度上の問題を見直すことが必要。
- ・ 男性の家庭生活への参加を促進するだけでなく、男女が共に、家庭責任を担いながら、平等に活躍できる環境の整備について明記すべき。
- ・ 男性が育児・家事へ参加しやすい環境が整わないまま、女性の社会進出だけが進めば、子育てがおろそかになり待機児童が増加することになるので、状況をみながら、政策を進めてほしい。
- ・ 男性管理職だけでなく、経営者や女性も含めた意識啓発にすべき。

- ・ 「イクボス」上司への教育は必至。国は研修の実施や企業へのバックアップ等も行うべき。
- ・ 休業等の取得後の人的配置の確保の義務化を明記すべき。
- ・ 育児休業を理由とする不利益な取り扱いをなくす取組や子育てしやすくなるための環境整備は、男女を対象としたものを明記すべき。
- ・ 男女ともに育児休業を取得できるように、所得保障の改善、不利益取り扱い禁止を含めた法的な整備をすべき。
- ・ 男性社員の育児休業の取得状況の情報開示(見える化)にあたっては、取得率だけでなく取得日数等も加える。
- ・ ハラスメント防止対策に実効性を持たせるため、国がどのように企業に指導していくかということにも言及すべき。
- ・ 労働形態における差別は、全て罰則規定のある義務とすべき。
- ・ ベビーベッド付男性トイレの整備にあたっては、障害者用トイレと兼用する等、男女共同で使える個室の方がよい。
- ・ 男性の参画には、自治体コミュニティ等も活用した環境整備等も含め、社会保障の拡充をお願いしたい。加えるべき。
- ・ 男性中心型労働慣行の変革には、育児や介護の支援基盤の整備も必要。
- ・ 男性の参画は育児・介護だけでなく、家事も対象として、男性が主体的に参画するよう明記すべき。
- ・ 男女共に仕事も家庭も両立できるような勤務時間の設定や育児短時間休業制度と介護制度を使いやすい制度にすべき。
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の存在をもっと国民へ周知すべき。
- ・ 国として「啓発活動」と「調査」以外に具体的な施策が少ないのであれば、民間が実施している先進的な取組の周知等を通じて、男性への理解を促進することも検討すべき。
- ・ 男性中心型労働慣行を改めるためにも、研修や啓発等を通じた男性の意識改革は不可欠。
- ・ 女性自身の考え方(自らが家事・育児・介護・地域活動を率先して担うべき)を変えることも重要。
- ・ 男性の育休取得の最大の壁は「家族」であり、社会全体に喚起することが必要。
- ・ 固定的な性別役割分担意識を改めるためにも、教育の役割は大きいので、教育の重要性を入れてほしい。
- ・ 男性の育児休業取得の隘路となっている問題点を明らかにする実態調査の実施を盛り

込むこと。

- ・ 男性は休暇を取得して家事・育児・介護に参画し、女性はポジティブ・アクションの力を借りて、役員や管理職に登用されることが必要。
- ・ ポジティブ・アクションを知らない人が多いので、世界的には既に行われていることも含め、広く周知していくべき。
- ・ 女性のこれまでの役割や活躍を正當に評価して、政治的・社会的・経済的な地位と均等待遇を保証してほしい。
- ・ 諸外国のようにクォータ制等を法律により導入していくことが必要。
- ・ 「女性活躍推進法」を推進するためには、男女雇用機会均等法の実効性のある改正が必要。
- ・ 国連女性のエンパワメント原則の普及や公共調達のほか、企業での取組を促進すべき。
- ・ 情報開示(見える化)には、募集・採用の男女別数、非正規・正規労働者の男女別、非正規から正規に転換した労働者の男女別、管理職の男女別を公表することを盛り込むべき。
- ・ 企業での女性の活躍推進には、企業が仕事と家庭を両立しつつ、周囲をサポートできる女性を管理職として登用していくロールモデルを作ることが課題。
- ・ 介護等家族ケア等福祉に携わる職員の人材育成や労働環境の改善に取り組むべき。
- ・ 子ども・子育て支援新制度の持つ課題を検討し、保育・学童保育の質を改善すべき。保育所、放課後児童クラブ等の拡充にあたっては、施設条件基準の引き下げを行ってはならない。
- ・ 育児・介護に関して、保育所増設等、量的な解決だけではなく、保育士・職員の労働環境改善など雇用問題についても対応すべき。
- ・ 夫(男性)中心の社会制度は、依然として、稼ぐ人中心の社会システムになっており、改善が必要。
- ・ 性やライフスタイルに中立的な税・社会保障制度を確立すべき。
- ・ 税等の見直しに際しては、ヒアリングや調査をしっかりと行い、丁寧に周知することが必要。
- ・ 世帯単位の制度・慣行を個人単位の制度慣行に移行すべき。
- ・ 婚姻適齢の男女統一、再婚禁止期間の見直し及び選択的夫婦別姓制度の導入などの民法改正を行うべき。
- ・ 配偶者手当、第3号被保険者制度を縮小・廃止すべき。

- ・ 配偶者手当、第3号被保険者制度の縮小・廃止には反対。
- ・ 配偶者控除や第三号被保険者制度の見直し等にあたっては、低所得者に配慮する必要があり、課税最低限度額の引き上げ、最低賃金の引き上げ、最低保障年金制度の導入が必要。
- ・ 男性親権者に対する育児支援が必要。
- ・ 育児休業や介護休業条件を孫や甥・姪などにも緩和し、女性に偏った育児・介護責任を広く親族間で分担するようにすべき。
- ・ 離婚後の共同親権化を行うべき。
- ・ 男女共同参画を進めることは、伝統的家庭倫理を壊すので反対。
- ・ 女性活躍推進と男女共同参画はイコールではない。女性活躍推進の名のもとに外国人に対する家事の労働者派遣制度が実施されれば、男女共同参画に逆行する。

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・ 3次計画と比べると、踏み込んだ具体的な提案がなされており、関係者の強い意志が感じられる。
- ・ <目標>に記載された「女性参画が遅れている分野においては、まずは将来指導的地位に成長していく女性の人材プールを厚くするための取組を大胆に進め、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備も行った上で、将来の30%に着実に結び付けていくことが重要である」とする着眼点を評価する。
- ・ <目標>に「民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならない」と示されている。男女が政治的意思決定に共同で参画し、共に責任を担うことが、民主主義社会の原則であることが表明されていることを高く評価する。
- ・ <目標>に政治分野における女性の参画拡大の重要性を明記したことを評価する。
- ・ 指導的地位に占める女性の参画拡大について取組を実効性のあるものにしてほしい。
- ・ 3次計画における数値目標のほとんどが達成不可能な状況。なぜ、目標を達成することができなかったのかについて要因を分析するべき。
- ・ 「2020年30%」の目標が達成されていない原因は、国、自治体、企業などそれぞれの主体的取組が不十分であったことにあるとの認識に立ち、教訓を明記するべき。
- ・ 指導的地位増加に向けた取組に関しては、クオータ制などの短期的な取組だけでなく、長期的な視点に立った取組も記載するべき。
- ・ <目標>に「社会全体で女性の活躍が拡大し、日本社会は大きく変わり始めており、こうした取組に対して国内のみならず海外からも注目されるようになっている」とあるが、「2020年30%」には程遠く、過大評価である。この文章は削除すべきである。
- ・ <目標>において、女性の活躍推進が最重要の観点となっているが、人権保障や男女平等の観点に、より主眼を置くべきである。
- ・ 「人材プール」の定義を明確にし、目標を定めるばかりでなく、目標達成のために何をすべきかを具体的に発案していくための勉強会を組織するべき。
- ・ 「期待」とか「努力」ではなく、30パーセントの目標が達成できない場合、誰に責任があり、誰がどういう罰を受けるのか明確すべき。
- ・ 一部の選ばれた人だけを対象にしている分野のように感じる。女性労働者全体の地位向上を目指すべき。
- ・ 女性だけではなく高齢者、障害者、外国人の参画拡大についても明記するべき。

- ・ 女子差別撤廃条約一般勧告 25 号に鑑み「男女間の実質的な機会の均等を担保する」を「事実上の又は実質的な平等」とするべき。
- ・ 女性向け研修やメンター制度の普及率についても数値目標を設定するべき。
- ・ 女性の参画拡大は、「女性の主張」であるから優先させるべきという認識に基づく問題が発生している。女性の参画拡大の重要性について、正しく理解させるための啓発を行うべき。
- ・ 女性に関係する事柄について、見境なく「なでしこ」という名前をつけるべきではない。
- ・ 閣僚に占める女性割合を目標として掲げるべき。
- ・ 国会議員の意識を改革するため、「ジェンダー教育」など議員向けの研修を行うべき。
- ・ 政治分野における議員のハラスメント根絶に向け、議員に対する研修、必要な制度の整備などの対策を講じるべき。
- ・ 地方議会においては、ペア立候補制などの仕組みを検討するべき。
- ・ 議員の休職制度の検討・拡充など、政治活動と家庭生活との両立支援制度に関する整備を進めるべき。
- ・ 政党ごとの取組の可視化など、政治分野における「見える化」を強化すべき。
- ・ 女性の政治参画が進まない要因について、調査・分析を行うべき。
- ・ 女性の政治参画を阻む要因を多角的に分析し、これを解消することが必要である。
- ・ 女性議員の増加に向け、政治分野におけるクォータ制を導入するべき。
- ・ 日本におけるパリティ導入の可能性等について検討するべき。
- ・ 政治分野における女性の参画拡大に向け、小選挙区制度の見直しをはじめとした選挙制度改革を行うべき。
- ・ 男女が共に責任を分かち合うことが基本的な考え方である以上、女性にだけ焦点を当て、女性の政治参画を促すという発想自体に問題がある。「候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制」とする文章を改め、「候補者の一定割合を男女に割り当てるクォータ制」とし、性に中立的な表現・制度とするべき。
- ・ 政治分野に関して「率先垂範しあるべき姿を示す」との記載は重要。この記載を具現化するべく、政府は、さらに具体的なポジティブ・アクションについて言及し働きかけを行うべき。
- ・ 全世代にわたって、政治教育を行うよう提案を行うべき。
- ・ 裁判官、検察官、弁護士、法曹養成課程における「ジェンダー教育」を徹底すべき。

- ・ 法曹3者以外の隣接法律職能団体について、職能団体の項目ではなく司法分野において記載すべき。
- ・ 法曹養成課程だけではなく、法曹3者へのそれぞれの養成課程において、男女共同参画の視点を持った教育内容を盛り込むべき。
- ・ 都道府県審議会の女性割合は既 30%を達成しているので、4次計画では「40%以上60%以下」にするべき。
- ・ 公務員の非正規職員増加を防ぐべき。
- ・ 地方公共団体における超過勤務の縮減、男性の育児休暇の取得促進、各種ハラスメント対策等については、自治体の自主的な取組にゆだねることなく、国として政策誘導を行うべき。
- ・ 女性採用比率や女性職員比率が低い省庁においては、更なる取組が必要である。
- ・ 公務員の育児休業取得率が低いので、これを改善する具体的な手立てを示すべき。
- ・ 審議会委員に占める女性の参画拡大に向け、民間団体からの推薦や公募の拡大などの取組を行うべき。
- ・ 行政分野の項目に掲げられた取組は、女性だけではなく、育児休業を取得する男性にとっても必要な施策であるため、こうした取組は男性職員も対象としたものであることを明記してほしい。また、こうした取組を企業等にも働きかけてほしい。
- ・ 育休者の代替要員を確保を義務づけるべき。
- ・ 計画の実行性を確保するため、まずは、国家公務員において率先して女性の登用拡大に向けた具体的施策を講じるべき。
- ・ 公務員の超過勤務の縮減に向け、単に数値目標や達成期限を示すだけではなく、これを確実に実施するべき。
- ・ 地方公共団体における女性の参画拡大が重要であり、国は、地方公共団体に対し積極的に働きかけを行うべき。
- ・ 採用・登用に関する数値目標で職場を追い込むことをせずに、国として必要な制度改善を率先して行うべきである。
- ・ 公務に市場原理を持ち込むのをやめるべきである。
- ・ 定員合理化計画が公務部内の長時間労働につながっている。これを見直し、行政部門における定員増を実現すべき。
- ・ 「ゆう活」やフレックスタイム制の導入は、かえって長時間労働につながるためやめるべきである。
- ・ 職場環境の整備を行うに当たっては、両立支援制度を利用する権利の保障に重点を置

くべきである。

- ・ 女性活躍推進法に基づく取組のチェック体制を構築し、都道府県や企業等の取組状況に応じてランク分けを行った上で、指導を行うべき。
- ・ 社外役員の登用を進めるのではなく、まずは社内役員の登用に取り組むべき。
- ・ 中小企業・小規模事業者の動向や中小企業・小規模事業者における人材の確保や育成方法等について実態を調査し、それらを踏まえた上で企画された取組を促進するべき。
- ・ 有価証券報告書における開示項目の義務化拡大など、企業における女性活躍の「見える化」をさらに強化するべき。
- ・ 経済分野の項目に、同一労働同一賃金の問題を明記するべき。
- ・ 非正規労働者の処遇改善などについて、2分野でも取組を記載するべき。
- ・ 継続就業のための環境整備にとどまらず、物理的な職場環境の整備を行うべき。
- ・ 育児・介護を行う女性を支援する企業を評価する仕組みを導入するべき。
- ・ 男性の働き方改革・働き方改革をしないと女性の登用は進まない。
- ・ 経団連における女性役員を増やすべき。
- ・ 出産前後の職場でのサポート、復帰しやすい環境づくり、就業継続が可能な環境の整備を進めるべき。
- ・ 起業に関する数値目標を設定するべき。
- ・ 起業に関する取組を2分野にも記載すべき。
- ・ 女性活躍推進法の調査項目に男女賃金格差と非正規労働者の待遇も含めるべき。
- ・ ポジティブ・アクションの定義を明確化するべき。
- ・ 身近にロールモデルとなる女性が少ない。地域ごとにロールモデルとなるべき女性を探して意見交換を行うべき。
- ・ テレワークの推進は望ましくない。
- ・ PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動等の各種団体における役員に占める女性比率の見える化を強化するべき。
- ・ 女性医師の活躍に向け、キャリア面談などの制度を充実させるべき。
- ・ 地域活動への関わりから、政治への参画などに関する関心が高まるよう、仕事の経験と地域活動への参加経験の両方を活かしたキャリアモデルの形成を期待したい。

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ・ 就業を希望しながら就業できていない女性 300 万人が大きな潜在力とあるが、希望を絶たれて残念な状況であるということを入れてほしい。
- ・ 目標の1段落目は、深刻化している「子供の貧困」や「格差と貧困」の拡大の要因にジェンダー格差があることを明確にすべき。
- ・ 「女性活躍の推進に向けて国・地方公共団体・企業等」とあるが、「業界団体」を入れるべき。
- ・ 内閣府の世論調査を見ても、専業主婦を望む女性も多数いることから、大企業で働く女性だけではなく、子育てや家事に専念したい女性も含めた社会全体で女性が輝く社会にしていくべき。
- ・ タイトルの「男女共同参画」の部分で「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」に変更すべき。
- ・ 第3次計画では、「雇用等における男女共同参画の推進」と「仕事と生活の調和」は2つの分野に分けられていたので、分けて政策を実施すべき。
- ・ P23 のイは①～②は企業、③～④は行政の話なので、③～④の内容を「多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援」として独立させるべき。
- ・ <目標>の1行目「就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものである。」を、「就業は働く権利の実現であり、経済的基盤と自己実現につながるものである」に変更すべき。
- ・ <目標>の15行目は「さらに、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正や女性の能力発揮を促すための支援の実現は急務である」に変更すべき。
- ・ p23 の19行目とp30の6行目にある「企業の経営判断に配慮しつつ」を削除すべき。
- ・ 「パートナーである男性」という文言は、ライフスタイルや性的志向、家族の形態の多様性を無視していると感じられる。「パートナー」を主体者とは別の性別の「異性」に設定する必要はない。
- ・ 「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」が小項目に落とされてしまったのは非常に残念。
- ・ 「検討する。」が目立つ。早急に取り組むべきものばかり。
- ・ 労働政策審議会等に、未組織女性労働者の声を反映させる仕組みを導入することが、喫緊の根本的な課題である。
- ・ 長時間労働の削減等の働き方改革に向けた国民運動を展開について、具体的なものの提示がほしい。

- ・ すべての勤労者が正規、非正規、男女、老若を問わず、生活と仕事をバランス良く両立できる労働環境を実現すべき。
- ・ 長時間通勤の負荷軽減について文言を入れてほしい。
- ・ 女性活躍のための自己診断ツールを公表している県があるが、国でもそういった取組ができないか。
- ・ 長時間労働を削減したり女性の登用を進めた企業に対して、インセンティブをつければ動機づけになるのでは。
- ・ 男女共同参画に関する企業でのeラーニングや、社会での啓発をさらにすすめるための具体的な施策を入れるべき。
- ・ 男女共同参画・WLB実現のためにも人事評価制度の見直しが必要であり、企業への指導や、評価者の意識改革を書き込むべき。
- ・ 長時間労働の削減など働き方改革に向けた具体的な数値目標については、「労働力調査」において支払残業時間と不払い残業時間を把握する項目を立てる必要がある。
- ・ 長時間労働の削減や勤務間インターバル規制の導入等、規制や罰則の強化など具体的な施策が必要。
- ・ 目標の2段落目に長時間労働の削減を明示し、意思をより鮮明にすべき。
- ・ WLBは性別や世代に関わらず必要なものであり、「M字カーブの解消等に向けた」とするのは、たとえ「等」をつけているとしても、WLBを非常に狭い範囲で捉えている。
- ・ 24時間いつでも買い物ができ、24時間フル稼働する産業構造の転換こそが、ワークライフバランスの実現につながるのではないか。
- ・ 国を挙げての労働の効率化と労働時間の見直し、有給休暇や長期休暇などの休暇制度の拡充、育休取得の男女比率の均等化など、労働しながらも子育てのできる環境を、意識の面からも整えていく必要がある。
- ・ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度は、メリットを得た企業がその後継続して女性活躍に向けた取組を行う保証がなく、実効性が薄いのではないか。
- ・ 長時間労働を削減することによる人員を増やした企業を公表すべき。
- ・ 具体的な取組(5)として「世帯類型別(共働き世帯と専業主婦世帯)の男性の育児休業取得状況…」とあるが、一人親家庭を除外すべきでない。
- ・ 育児、介護などの理由からいったん職場を離れた女性が、再就職を希望する場合、「学びなおし教育」を受けて、自信を持って職場に臨むことが重要。
- ・ 介護離職の項に「独身比率の増加や男性介護者の増加を踏まえ、介護離職が貧困を招き、生活保護受給者の増加にも繋がっている」現状を踏まえた記述を追記すること。

- ・ 「男性の子育て・介護等への参画の促進」の項目に介護の記載がないので、書いてほしい。
- ・ 男性育休取得促進のため、取得日数の公表や企業への補助金支給など、抜本的な解決を。
- ・ 妊娠・出産、育児・介護等による休暇・休業を人事評価の対象から除外すべき。
- ・ 育休中の経済的支援の拡充や復帰後の能力向上のための訓練の実施等の多様なケースでの支援体制を拡充すること。
- ・ 育休開けの職場復帰に際し、労働時間の短縮以外にも精神的な面でのケアを考慮してほしい。
- ・ 1の(1)基本的方向の中で、仕事と子育て、介護等を両立するためには意識の改革だけでなく具体的な施策施設(介護施設、保育所、放課後の子どもの居場所、病児保育所、病後保育所等)の細かい施策が必要である旨記載すべき。
- ・ 子育て中の男女とも、子どもの病気、保育園や学校の行事、保護者としての参画などのための休暇の取得を促進する。
- ・ 失業対策・給付改善、生活保障付の職業訓練の強化、マザーズハローワークの拡充などの就労支援を明記すること。
- ・ 「マザーズハローワーク」、「マザーズコーナー」等を各地域にきめ細かく配置するとあるが、女性限定とする必要性がない。男女共同参画においては、男性にもこのような支援は必要。
- ・ 育児休暇を取得できる、「対象家族」について、養育里親となっている場合の里子、孫等にも拡大すべき。
- ・ 再就職等に向けた支援の中で、教育訓練給付の対象として、大学・短大で職業資格取得できるコースを大幅に拡大することを記載すべき。(少子化により定員に余裕が増えている短大・大学教育資源の有効活用にもなる。)
- ・ 介護離職は喫緊の課題であり、「検討する」ことに留めず必要な対応を講じるべき。
- ・ 子育ては女性がやらなければと考えることは悪くはないが、それがかえって男性の育児参加が進まない理由にもなるので、女性側の固定観念も変える必要がある。
- ・ 出産一時金の拡充も必要である。
- ・ 企業は、産休・育休中の賃金負担はしていないのだから、育休中等の労働者の代替要員を受け入れる原資があることを指摘し、義務化し、代替職員も正規とすべき。
- ・ 育児短時間勤務制度はそのままでは利用促進ができないので、代替の仕組みを作ることを書いてほしい。
- ・ ウの男性の子育て・介護への参画の促進の箇所に、「男性が義務教育期間の子育てに

積極的に役割を果たすことができるようにする。たとえば、児童・生徒の授業参観や学校行事、PTA活動に参加できる。子どもと野外活動を共にする時間を確保する。そのことで、子どもの適切な進路指導が可能になる。」旨記載すべき。

- ・ 育休期間中の所得保障は取得の全期間 67%とすべき。
- ・ 介護休暇の「対象家族」について、隣居・近居・遠居の場合も含める。また、同性パートナー、おじ・おば・おい・めいなども対象に含めるべき。
- ・ 出産になった時、上の子の保育園のお迎えが問題となり、配偶者も仕事で急に帰れない状況。また、第一子出産時には、育休を取得したが二人目は、仕事上の責任がアップし難しい状況。このような実態を踏まえた育休取得促進のために施策を実行すべき。
- ・ 子育ては、親の責任、子どもの福祉に基づいて、父親・母親双方の積極的な働きかけにより、愛情豊かに、時間的余裕をもって、遂行されるべきという考え方を浸透させるべき。
- ・ ダブルケアの定義を、女性に限定されない表現に改めるべき。
- ・ ダブルケアの必要な対応の検討には、子育て支援や介護保険制度の充実が不可欠。
- ・ 在宅勤務等の働き方は切れ目のない労働時間を強いることになるのでは。
- ・ 限定正社員制度や職種転換の適用は企業側に都合よく使われる制度となるのでは。他の正社員との労働条件上の差別をしないことを明記すること。
- ・ 転勤の実施について、現行の均等法の政省令では企業側に合理的な説明をする責任を求めているので、関係法令の改正が必要。
- ・ 「多様な正社員」や家族事情等に配慮したキャリア継続に係る記述について、女性に限定しないことを明記すべき。
- ・ 子育て中の転勤に関し、転勤を評価の対象から除外することを含め、父親、母親の双方に対する特別の配慮をおこなうなど、各企業が行っている広域人事の在り方を見直すことが必要ではないか。
- ・ シングルマザーや障害者等の困難な労働者の就労支援体制について、より踏み込んで充実させてほしい。
- ・ 限られた人数で業務を遂行している場合に多様な働き方を導入する際は、補助要員や代替要員の配置を義務付け、経済的な援助を行うべき。
- ・ 朝型勤務の推進は、子育て中の労働者や、結局早く帰れないという現状を踏まえ問題。
- ・ ワークシェアリングを積極的に導入して、勤労意欲のある女性を輝かせる場を提供してほしい。
- ・ 転勤調査を行い、雇用管理のポイントの策定の検討を行うには、勤務地の幅によって賃金等待遇に格差を設けることの合理性をチェックすることが求められる。

- ・ コース別雇用管理区分等の差別の解消に向け間接差別を限定列挙から例示列挙へと、均等法を改正してほしい。
- ・ 女性活躍推進のため、労働行政の拡充を直ちに進めるべき。
- ・ 均等法の実効性を高めるため、罰則規定が必要で直ちに実行すべき。
- ・ 長時間労働の削減の対応として、かつての女性の上限規制であった年間 150 時間を明記すべき。
- ・ 均等法に基づく個別労働紛争解決援助や相談体制の充実については、弁護士、司法書士、法テラス等の連携したスキームの検討を行うべき。
- ・ 女性の解雇や内定取り消し防止へ、解雇4要件を緩和せず、解雇規制の法整備を打ち出すこと。
- ・ 年々、切迫流産等の妊娠異常率は高まっているので、労働基準法や均等法の女性保護規定は見直す必要がある。
- ・ 過労死の問題の解決は労働時間でなく、極端な成果主義やセクハラ、パワハラが蔓延する職場環境を改善していく必要がある。
- ・ ハラスメントの防止には罰則も含めた対策が必要であり、対策指針の内容も実効性が担保された内容であるべき。
- ・ マタハラ防止にも啓発・教育活動を努めなければならない。
- ・ セクハラの実態調査においては、「性的指向や性自認を理由とする差別的言動」についても調査を行うこと。
- ・ ハラスメントを受けた労働者が相談する窓口を身近なところに設置し、その存在を広く知らせてほしい。
- ・ ハラスメントの調査は2次被害の可能性もあり、精神的な支援も必要。
- ・ 「男女間の賃金格差解消ガイドライン」を踏まえとあるが、ハラスメントを受けた女性が働き続ける上での配慮が不十分な内容であり、見直されるべき。
- ・ ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正については掛け声だけで終わることのないよう、具体的施策を提起してほしい。
- ・ 適材適所に基づき、性別でなく能力有る人がその役職に付ける社会を目指すべき。
- ・ 採用・研修・登用の各段階において、全体の一定割合を女性が占めることを保障する施策が必要ではないか。
- ・ 「学校等における女子学生を対象とした人材育成プログラムの開発・実施の促進」では、具体的な内容を説明すべき。

- ・ 建設業等の女性の参画が進んでいない業種での就業定着・促進については、単に女性が少ないというだけでなく、意思決定の場に参加することがポイント。
- ・ 総合職の女性に占める割合が2011年以降、厚労省より発表されてないので、内閣府からも働きかけてほしい。
- ・ 民間企業が男女共同参画社会基本法第2条2項で定められた「積極的改善是正」を促進するような投資、支出を行った場合、税額控除や設備の即時償却などの減税措置を受けられるようないわゆる投資減税を実行するべき。
- ・ 女性管理職の中途採用を増やすための見直しを行うことについて、外部登用は内部の不公平感を高めるので、検討に留めるべき。
- ・ 女性活躍推進法の実効性を確保するため、目標未達成企業の底上げのための行政指導や、義務付けがなされていない従業員 300 人以下の企業への対応などに取り組むべき。
- ・ P22 の⑥の女性の活躍推進に関する情報開示の促進は、「企業等におけるワーク・ライフ・バランス実現に関する状況の把握・分析、長時間労働の削減等に関する目標設定、目標達成に向けた取組や、男女別労働時間の状況の開示を、女性の活躍状況に関する情報開示とともに促進する」と変更すべき。
- ・ 見える化の実施にあたり、男女別採用数、正規・非正規の男女別数等、ものさしは幅広く盛り込むべき。
- ・ (8)企業の取り組み推進に向け下記項目の情報開示(見える化)を義務化すべき。
 - 1)正規社員(男女別に)

採用人員(コース別)、平均勤続年数、管理職人員(役員・部長・課長等区分別)、従業員数(コース別)、平均賃金、年間総労働時間数、一ヶ月あたり所定外労働時間、年休の平均取得日数、育時休職取得者(正規、非正規)
 - 2)非正規社員についての調査と情報開示(派遣社員に対しても、派遣先企業がその労働件に責任を持つべき)男女別人員、過去3年間の有期雇用から無期雇用に変わった人員
- ・ 技能検定、職業能力評価制度の整備、ジョブカードの可視化について、自己責任での規定はいたずらに労働者の競争をあおり、可視化することで労働者の能力評価の固定化・選別につながる恐れがある。
- ・ 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の見える化については、1999 年まで同報告書に記載された男女別の「従業員数、平均年齢、平均勤続、賃金」の項目に男女別の管理職数、執行役員数加えたりリストの公開が効果的。
- ・ ブラック企業として認識されている企業が「くるみん」取得企業として未だに成果として挙げられることに違和感がある。くるみん認定の取り消し制度を導入すべき。

- ・ 全国一律の最賃制度の実現により、最賃を大幅に引き上げるべき。
- ・ あらゆる分野における性差別を払拭し、すべての労働者が仕事と家庭を両立でき、非正規労働者も含めた労働者の賃金格差の解消、均等待遇実現をめざすべき。
- ・ 非正規の処遇改善と正社員転換に向けた取組が必要。
- ・ 第一部で「第一子出産を機に、特に非正規雇用の女性が離職する割合が高い」とあるが、育休取得要件の緩和など、有期雇用であっても産休・育休を補償する施策を示す必要があるのでは。
- ・ 非正規の処遇改善になぜ取り組むのか、適切な動機づけが必要。
- ・ 非正規の正社員化のためのスキルアップは企業の責任で実施すべき。
- ・ 「勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員」について、店舗の閉鎖や企業に移転の場合即座に解雇になるような制度を推進するのではなく、正社員を当たり前の制度にすべき。
- ・ 目標の2段落目に、正規・非正規労働者間の処遇の格差をなくす等の実現が喫緊の課題となっていることを明記すべき。
- ・ P27の4の(1)で、「契約社員や派遣労働者などの非正規雇用労働者(行政機関で働く非常勤職員を含む)の処遇改善」のことも書き込むべき。
- ・ パートタイム労働法が守られてないので、この素案で規制を強めるような記載を。
- ・ 非正規の実態は本当に見える化されているのか、非正規労働者の人数を把握したうえで、非正規労働者が活躍できる踏み込んだ政策を。
- ・ 成立した改正派遣法により派遣労働者は派遣労働から脱出することがますます困難。正規労働者の雇用を拡大するよう法案の付帯決議に実効性を持たせて企業を指導していくことが必要。
- ・ 正規雇用への転換・増員を企業に強く指導し、従わない場合は企業名公表等の仕組みを。
- ・ 非正規の処遇改善には、パート法・労働契約法には「人材活用の枠組みが違うことは賃金格差の合理的要素」とされており、男女賃金格差の裁判でも「人材活用は企業の裁量権」とされている。こうした枠組み自体をなくすべき。
- ・ 「非正規雇用は多様な就業ニーズに応える」という捉え方は、原因を探る言い方ではなく、無責任に現象面を羅列している記載となっている。
- ・ 公務の非常勤職員について、臨時職員という形で長年働いている職員には、育休制度の適用がない。「育休取得後 1 年以上雇用継続見込み」要件を撤廃することで、制度適用を可能となるようにすべき。
- ・ 同一価値労働同一賃金の原則が単なる格差解消でなく、待遇改善を目的とすることを明

確にすべき。

- ・ 同一賃金法は、正規・非正規の格差を解消する体系的・総合的な立法として今期中に確立すべき。
- ・ 現行計画に明記されていた「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（ILO100 号条約）の実効性の確保のため、職務評価手法等の研究開発を進める。」を削除するのではなく活かすべき。
- ・ 職務分析・職務評価に関するマニュアルの改善について盛り込まれたことは評価したい。一層の研究開発をお願いしたい。
- ・ 中小企業で働いている現場の声をよく聞き実行すべき。
- ・ 出産等により退職した後に再就職する女性の半数以上は99人以下の企業であり、女性の管理職割合も中小企業の方が高いというデータもある。さらに制度がなくても女性が働きやすいよう、柔軟に対応している中小企業もあり、記載内容は中小企業に対する誤ったイメージが誇張される恐れがある。
- ・ 職業能力の向上や技能検定を自己責任とせず、公的職業訓練の充実を図ること。
- ・ 女性起業家支援だけでなく、後継者も含めた女性経営者支援と対象を広げるべき。
- ・ 自営業等における就業環境の整備について、素案の記載では「第3次計画」から進展がみられない。より積極的な表現にすべき。調査を行うだけでは解決に繋がらない。
- ・ 自営業等における就業環境の整備について、税制等各種制度の在り方の検討とあるが、自営業者等の国民健康保険制度を充実させてほしい。
- ・ 所得税法56条を廃止してほしい。
- ・ 起業・自営における男女平等のためには、性差別や優越的地位による不正取引規制を念頭において、取引環境を改善することがとめられる。
- ・ 農林漁業者で推進されている「家族経営協定」の取組を商工業等の自営業に取り入れてはどうか。

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- ・ <目標>に記述されている「結婚・出産・子育て」を「出産・子育て」に変更すべき。
- ・ <目標>に記述されている「多様な地域活動は専業主婦を中心とした女性の力によって支えられてきた。」という前提は間違い。農林漁業をはじめ、地域で自営業に従事する女性は専業主婦でないので、おかしい。
- ・ <目標>に記述されている「多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠」について、具体的にどのような視点を指すのか具体的取組の中に記載すべき。
- ・ <目標>に記述されている「基幹的農業従事者の約4割を女性が占めており」は、「約4割を女性が占めているものの、女性の農林漁業従事者は減少しており、女性の参画は喫緊の問題である。」と書き込むべき。
- ・ 農業経営や地域社会における女性の参画は既に十分あり、問題は、男性が指図命令し、女性は多大な労働の提供だけで、かつ、その女性の労働に対し、評価も感謝もなく無償であることなので、これを是正すべき。
- ・ 「地域の会長職はすべて男女のペアなどのポジティブアクション導入」を追記すべき。
- ・ 「自治会、PTAなど、地域における政策・方針決定過程に関わる女性リーダーの育成」と記載すべき。
- ・ 女性の自治会長を増やすためには、旗を振るだけでなく具体的な事例を紹介するなどの対応をすべき。
- ・ 保育所の保護者会や小中学校のPTA活動等について、適切な男女比を国が定めるべき。
- ・ 「地域にかかわる行政職員、公民館職員、地域自治組織の長に対する強制力を持った男女共同参画の研修、自治組織における男女共同参画型の規約・制度の見直し」を追記すべき。
- ・ 若い女性のネットワークを地域でどう作っていくかということを大きな課題と考える。
- ・ 自治会・行政・地域包括支援センターなど様々な機関が連携を強化することにより、防災・防犯・孤独死、虐待の未然予防等について機能的かつ効率的に運用できる体制づくりをすべき。
- ・ 「働いている男女が地域活動に参加できるよう」を「働いている男女も・・・」に修正すべき。
- ・ 男女ともに地域活動に参加できるということを、ワークライフバランスの推進という観点から盛り込むべき。
- ・ 年次休暇取得促進の機運の醸成については具体的方策が必要。

- ・ 具体的な取組の記載の「まちづくり」を「まちづくり・むらづくり」に修正すべき。
- ・ 地域活動の今までの成果を確認し、これから女性が活躍するためにどのようなバックアップが必要かを、しっかりやっていくべき。
- ・ 地方振興における男女共同参画のあり方を計画に入れるべき。
- ・ 人口流出は女性に限らないので男女とすべき。
- ・ 地方においてテレワーク、IT、デザイン、ケア分野等、多様で継続的な職場環境の整備や起業への助成等を行うべき。
- ・ 消費者生活相談員や消費生活協力員は女性に限った表現であるため、「男性の参画を積極的に推進する」と追記すべき。
- ・ 農業が強調されていて林業、漁業への言及が不足している。特に林業は政策が遅れている。
- ・ <目標>や具体的な取組に記述されている「農業委員会、農業協同組合等の委員」を「農業委員会、農林漁業関連団体等」に修正すべき（「農・漁業協同組合、森林組合」でもよい）。
- ・ 農業委員会・農協役員的女性割合 30%に向けて具体的な取組を行うべき。
- ・ 農業委員や農協が強調されているが、農林漁業に関係する様々な組合（農協、漁協、森林組合の他に、土地改良組合、水利組合、生産組合等）への参画はもっと難しい。
- ・ 農山漁村の女性リーダー層のネットワーク化や情報交換・提供などのサポートの継続について盛り込むべき。
- ・ 女性農業士、認定農業者、指導漁業士等と異なり、林業女性のリーダー育成が遅れているので盛り込むべき。
- ・ ネットワーク化の推進とあるが、経営発展に向けた具体的な取組を実施するためにはつながりを作るだけでは不足であり、女性同士のグループ作りを促進することが必要。
- ・ 農山漁村における女性の参画計画の策定や目標の策定は、市町村レベルで策定されているところは多くないので、都道府県と分けて言及すべき。
- ・ 農業協同組合は自主的な組織であるため、他の団体や企業と同様、働きかけをするならインセンティブ付与を明記するか、フォローアップを削除するよう検討すべき。
- ・ 一次産業の担い手が次々と高齢を迎えて廃業し、林業は衰退、農地等も減っている現状では、農村や漁村、酪農地域などに女性を留め置こうということ自体に無理があると感じる。
- ・ 「協定農家間の」を「協定農林漁家間の」にすべき。
- ・ 家族経営協定については、家業として営まれている商店、零細規模経営等の農業以外

の業種との連携協力が必要。

- ・ <目標>及び3(1)「施策の基本的方向」に記述されている「女性が男性のパートナーとして経営等に参画」に反対。
- ・ 女性が結婚し、農村の外から就農するという前提発想が間違っている。
- ・ 農山漁村に若者が集まる拠点・コミュニティづくり、空き家を利用したワークスペースの構築、様々な交流の機会、移住体験、出張イベントなど多様なアイデアに基づく展開をすべき。
- ・ 農山漁村の女性の無償労働について明記すべき。
- ・ 個別林家だけでなく、製材会社など林業関連産業における女性の参画が必要であるため、林業関連産業における女性の参画促進について言及すべき。
- ・ 漁家経営の改善に関して、漁業及び水産業における女性の参画を推進することを明記すべき。
- ・ 畜産経営における女性の参画を促進するため、酪農ヘルパーなどのヘルパー制度を始めとする労働環境の改善にむけた取組を推進することを明記すべき。
- ・ 農山漁村で働く女性の公的な支援制度を具体的に確立すべき。たとえば、出産時における「農業ヘルパー」などや子育て支援の「子育てヘルパー」制度の確立が必要。
- ・ 女性農業者の資産取得だけでなく、山林、漁船等の固定生産資産の取得について言及すべき。
- ・ 農林水産業は家業として営まれており「家意識」が残存している。家業から法人化した場合、女性が経営から排除される場合が多いことから、法人化する場合は複数代表権のある組合法人が望ましい。
- ・ 経営体向けの補助事業や融資について農業者だけでなく、林業者・漁業者による活用を推進すべき。
- ・ 林業の情報が欠如しているので、男女別のデータの整備に努めることを盛り込むべき。
- ・ 家族経営協定締結農家数の全農家に占める割合、締結農家の女性の労働時間、賃金の額及び使徒等のデータを把握すべき。
- ・ 「男女別データ」だけではなく、少なくとも「年齢別」を、さらに「その他適切な項目とクロスした」を加えるべき。
- ・ 農業者・漁業者の自家労賃を認める税制にすべき。
- ・ 第3次計画では独立していた農山漁村分野が、地域・環境分野と同じ分野となったことで見えにくくなった。
- ・ 地域活動や地方創生においても農山漁村の女性の占める割合は大きいので、これらの

項でも農山漁村の女性に言及すべき。

- ・ 女性の食の安全への関心が高まる中、食料主権や経済主権を脅かす TPP 交渉からの撤退、先進国最低の食料自給率(39%)の向上を盛り込むべき。
- ・ 家族農業の振興を図ることを盛り込むべき(家族農業の衰退は女性の雇用喪失等につながる)。
- ・ 「農村女子」という名称はやめるべき(未婚の若い女性しか対象にしていけないように見える)。
- ・ 働きやすい環境の整備は農業だけではないので、「就農支援」を「就業支援」とすべき。
- ・ 農山漁村の固定的性別役割分担意識について明示すべき。
- ・ 農業経営だけでなく、農林漁業経営を対象とし、法人経営における女性の経営参画を推進すべき。
- ・ 農山漁村について、第一次産業の法人化を進め給与制にし安定した産業にすることを進めるべき。
- ・ 農山漁村を担う若い女性リーダーの育成が急務であることから、若い女性リーダーの発掘・育成について盛り込むべき。
- ・ アシストスーツ等は性別だけでなく、年齢、身体的な差異に関わりなく作業をすることを支援するので記述を見直すべき。
- ・ 職場の環境改善のため、女性仕様の機械・道具(ユニバーサルデザイン)の開発や女性用の更衣室、トイレなどの設置が求められる。
- ・ 農林水産業に従事する女性の技術獲得への支援が不足しているので研修等の実施を支援することを盛り込むべき。
- ・ 関連事故について農業だけでなく農林水産業とすべき。
- ・ 農山漁村における男性の家事・育児・介護等については、理解の促進だけでなく、参画の促進を推進すべき。
- ・ 農山漁村の男性の意識改革を推進すべき。
- ・ これから就農したい女性向けの支援(子育て支援)を行うべき。
- ・ 農林水産業で女性の活動に期待されると過剰労働になりやすいため配慮が必要。
- ・ 女性が働きやすい環境整備を図る家族経営協定を推進すべき。
- ・ 環境分野について「豊かな知識や経験等を」を「豊かな知識や実践的な経験等を」に修正すべき。

- ・ 「環境分野における」を「環境【及び持続可能な開発】分野」に「環境問題への取組」「環境【及び持続可能な開発】への取組」とすべき。
- ・ 環境分野における女性の活躍を推進すべき。
- ・ 「女性によるグリーン・イノベーションの促進」を「【男女共同参画の視点に立った】グリーン・イノベーションの促進」と変えるべき。
- ・ 「男女共同参画の視点を踏まえ【た】、行政、大学、企業、NGO・NPO 等多様な主体による環境保全活動等の推進やネットワークの構築を支援する。」とすべき。
- ・ 環境は農山漁村につながっているものではあるが、国際的なことや産業に関わることなど幅広いので、環境に関わる男女共同参画をしっかりと書き込んでほしい。
- ・ 環境問題での国際的視点が欠落している。人類の生存がかかる緊急重要課題である地球温暖化と気候変動の防止で、日本政府が 12 月の COP21 へ積極的な温室効果ガス削減目標を持つことを盛り込むべき。
- ・ 「原発ゼロ」を決断し、すみやかに省エネ・再生可能エネルギー中心にシフトすることを盛り込むべき。
- ・ 大量生産・大量消費を見直し、「拡大生産者責任」を明確にし、循環型社会へごみを出さないシステムを製造段階から確立することを盛り込むべき。
- ・ 一極集中政策を進め、「三位一体改革」の全面的見直し・転換を打ち出すべき。地方に本部本社を移すための税制改革などが必要。

第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ・ 女性研究者の数値目標を継続してほしい。
- ・ 女性研究者の登用状況等に関する統計データを整備してほしい。
- ・ ジェンダー研究の実施について記述してほしい。
- ・ 性別にかかわらず優秀な人材を登用すべきであり、女性活躍の推進は不要。(女性は助手や技官に向いている場合がある。)
- ・ 第5期科学技術基本計画にも数値目標を設定してほしい。
- ・ 非常勤研究者の研究と出産・育児等の両立支援について記述してほしい。
- ・ 非常勤研究者の処遇改善について記述してほしい。
- ・ ジェンダーハラスメント(アルハラ、マタハラなど)を受けることなく女性研究者・学生が安心して研究・学習できる環境整備について記述してほしい。(高校での理系コースにおける女子枠の設置を含む。)
- ・ 海外研究(留学)と出産・育児等との両立支援について記述してほしい。
- ・ 出張時等の託児支援について記述してほしい。
- ・ 研究と出産・育児等の両立支援について記述してほしい。(男性の家事・育児参画の促進を含む)
- ・ 中高校の数学・物理・化学等の女性教員比率を高める旨を記述してほしい。
- ・ 一部の選別された学校(SSH)における科学教育の推進については削除してほしい。
- ・ 文系研究者に対する支援も記述してほしい。
- ・ カタカナ語を日本語表記に改めてほしい。(例:キャリアパス、メンタリングなど)

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ・ 女性に対する禁煙対策を推進する。妊婦の喫煙制限について、法的対策が検討されるべき。
- ・ 女性のアルコール依存症の増加に対し、啓発を含む予防対策を記載すべき。
- ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの定義について、注として明記するべき。
- ・ 女性のライフステージを幼少期・思春期、活動期・出産期、更年期、老年期と分けているが、医学生理学的な視点から生殖を軸にしたもので、活動期以外は妊娠出産をしないように読めるため、各課題別に示すべき。
- ・ 題名を、「生涯を通じた男女の健康支援」に変更し、具体的取組に、「男女別の健康支援」を記載するべき。
- ・ 疾患の罹患状況は男女が共通する部分も多いので、「疾患の罹患状況が男女で異なるなど」を削除するべき。
- ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツを具体的な施策に反映するとともに、「子供を産む・産まないにかかわらず、また年齢にかかわらず、多様な女性の生き方を支援する」と記入するべき。
- ・ 10代については避妊のみ(中絶に関する記載なし)、活動期・出産期については、産まない選択も想定した記載にすべき。また、推進体制の構築でリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点が重要であり、記載すべき。
- ・ 子供を子どもに書き換えるべき。
- ・ スポーツ分野の記載のうち「②～④、⑥⑦」はほかの部分に移動するべき。
- ・ 性差を強調しすぎることで、性的少数者の健康問題等を見えなくし、性の多様性を認めなくなってしまうので、性差を強調しない記載方法にすべき。
- ・ 保健所の増設、婦人科検診の拡充を盛り込む。婦人科検診の自己負担の心配をすることなく検診を受けることができるようにすべき。婦人科受診へのアクセス向上を目標設定すべき。
- ・ 不妊治療の取組が主に女性に対するものか男女に対するものかわかりにくいので明らかにすべき。
- ・ 男性の更年期や肥満の問題、メンタルヘルスの問題を抱えやすいなど、男性の健康上の問題の改善も記載すべき。特に男性の自殺者が多いことから性差による健康支援として記載し、男性に対する性別観、性別役割意識が男性を追い詰めることを直視するべき。
- ・ 男女共通の非正規問題、長時間労働から生じる労働災害・労働安全衛生など社会的な要因の健康への影響に関する言及がないため、記載を充実させるべき。

- ・ 女性検診を非正規雇用の女性にも受診しやすくする施策を講じるべき。
- ・ 3次計画にあった「科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供」が抜けているので記載すべき。
- ・ 性差医療について発症率や発症態様の違い等、調査研究を強化するべき。
- ・ 女性健康支援センター事業をさらに強化し、各地域の NPO や女性グループと行政が連携して、産むこと産まないこと産めないこと、心と体に関連する情報提供・相談・支援事業として総合センターを設置するべき。
- ・ 男性の喫煙は様々な病気の発症リスクを高めるため、喫煙が及ぼす健康被害のさらなる広報と啓発が必要であり、子供に対する受動喫煙の害を防止するため親への禁煙教育が必要である。
- ・ 内容が妊娠・出産に偏りすぎている。ア、イが個別具体的であるが、健康問題を抱える人が多くなるウ、エの時期について内容が薄いので、充実させるべき。
- ・ 月経困難症・子宮内膜症に関する啓発(産科医のセミナー等)を行うべき。
- ・ 妊娠中絶は10代よりも活動期の女性に多いことから、望まない妊娠や、人工妊娠中絶、性感染症を防ぐ性教育や情報提供、相談・支援は、10代に限らず広い世代に求められている。こうした世代や男性にもリプロの考え方を啓発するべき。
- ・ 男女の健康寿命の差に着目し、女性の健康寿命を伸長するための手立てを講じると追記するべき。
- ・ 幼少期から発達段階に応じたジェンダー平等と性に関する学習が大切である。思春期には性交や避妊、性感染症についても、相談があつてからでは遅いので、学校教育の中で早期に適切に行なうべき。
- ・ 3次計画にあった「学校における適切な性に関する指導の実施」が抜けているので記載すべき。
- ・ 3次計画で記述されていた「学校や社会教育の中でジェンダー平等教育を受けることが大切である。特に性教育は望ましい人間関係の構築のために欠かせない内容である」／「家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた適切な性教育を実施する」「性に関する指導の実施と科学的な知識の普及」という文言が4次計画では抜けており、4次計画にも盛り込むべき。
- ・ 性教育については性に関する正しい知識と、「男女平等に基づいた教育を推進する」、避妊や性感染症予防について女性に限らずあらゆる人への相談指導を充実させるべき。中高生に避妊法や性病の予防法等実用的な性教育を受けさせるべき。
- ・ リプロダクティブ・ライツについて、幼児の時代のときから、自分を大切にすることを教えるプログラムを用意するとともに、自分で決める権利があるという経験を持たせたい。そのためにも、周りのおとなや男性も女性の健康や産む産まないという決定権を尊重するような教育や研修が必要である。

- ・ 第一次基本計画に記載の「学校における性教育の充実」を組み入れるべき。また、家庭科でも性教育を行うべき。
- ・ 中絶によってその後妊娠ができなくなるという不安をあおる情報ではなく、妊娠のより早い時期に安全で適切な医療措置を受けることにつながる情報提供が必要であり、中絶について過剰に罪悪感や不安感を抱かせないような相談・支援体制が必要であるから、そのことを記載すべき。
- ・ 妊娠出産等に関する健康支援に望まない妊娠を避けることについての項目を設けるべき。
- ・ 活動期・出産期 「女性の健康相談体制の構築を通じて、女性が仕事に打ち込める気力・体力を維持できる体制を整備するという書き方は仕事中心。健康相談で健康が維持できるものではなく、産前産後の休暇、育児休業や育児短時間勤務、子どもの看護休暇など、非正規労働者も利用できるように、国と企業が協力し、必要な支援を行うべき。
- ・ 中小零細企業では健康相談体制の構築に、国や自治体の支援が必要である。
- ・ 子宮がん検診／乳がん検診の必要性を教育で啓蒙すべき。女性ならではの健康上の問題による労働損失や企業の健康コストの拡大にも目を向け、女性の健康問題に社会全体で取り組むべき。
- ・ 不妊は男性側にも問題があるので対策が急務であるため、男性の不妊についても記載すべき。
- ・ 更年期障害の理解、その中でも精神的な事項への調査や理解を進めるべき。
- ・ 女子差別撤廃委員会の最終見解(2009)に基づき、墮胎罪の見直しを行うべき。
- ・ 母体保護法における人工妊娠中絶に関する「配偶者の同意」を見直すことを検討すべき。
- ・ 人工妊娠中絶及び緊急避妊において、WHO のガイドラインも踏まえ、より安全で確実な方法が選択肢となるようにする／より安全な術法の導入や術法へのアクセスの改善を推進すべき。
- ・ 就業している女性の割合が高まり、婚姻状況の多様化や離婚、非婚、晩婚等による女性のライフコースの変化に応じた施策が必要である。現在の記載は、女性の人生の基幹に妊娠出産を置いた区分で、女性の役割を産む性として特化しているが、医学的・生理的なライフステージの提示ではなく、人生の各段階のライフコースに応じて異なり、多様性を認めた健康支援の必要性を記述すべき。
- ・ 女性に若いうちに妊娠出産することを啓発するのではなく、産む・産まないかは個人が決めるというリプロダクティブ・ヘルス／ライツの立場に立ち幼年期の「医学的に妊娠・出産に適した年齢…」を削除すべき。子供のいない人生が軽んじられないよう配慮した記載にすべき。
- ・ 「人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度について、多様な国民の意見を踏まえたうえで、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から検討が行われる必要がある」人工妊

娠中絶についての法制度の在り方などの検討が必要であるので、3次計画に記載の人工妊娠中絶の項目を復活させるべき。

- ・ 安易な妊娠中絶ができないような仕組みを確立すべき。
- ・ 女性の慢性疾患、膠原病や精神疾患など生殖可能年齢にも多く患者を有するものにおいて、疾患が安定していれば、必要な薬剤を継続しながらも、安全で問題のない妊娠出産が可能であることの啓蒙を記載すべき。
- ・ 過疎地でも、市内産科医の妊婦健診・分娩や、産科医の派遣などを行うべき。産科医の育成に力を入れ、処遇を改善し、周産期医療を行う病院を国の責任で増設すべき。
- ・ 女性医師の活躍のためには、まず医師不足の解消、医師・看護師の処遇改善、医療制度の改善をして病院経営への支援を行うことが必要である。
- ・ 若いうちに産みたくとも、産めない状況にある女性への支援は必要である。学業、低収入、長時間労働、あるいはキャリア形成などのために妊娠・出産をためらう人たちへの支援も含まれるべき。
- ・ 出産一時金の拡充、妊婦健診の費用負担、出産費用の補助、産褥期ケアの補助、育児費用の補助など、経済的な支援を充実すべき。
- ・ 病院内で助産師が正常分娩を扱うことができる教育・仕組みを作ることを記載すべき。
- ・ 助産所や病院内勤務助産師が、周産期、子育て期を通して妊産婦の支援を積極的に担える仕組みづくりが重要である。
- ・ 不妊・不育に関する心理的支援、育児相談・支援、特別養子縁組、養育里親等の情報提供を進めるべき。
- ・ 不妊・不育治療のための休暇の取りやすい職場環境整備を行うべき。
- ・ 不妊治療への助成事業も一層拡大し、保険適用や治療費扶助、治療のための休暇の保障をすべき。
- ・ 公立の保育園等で実施されている「子育て支援センター」の充実を図るべき。
- ・ 子育て世代包括支援センターの設立・維持・運営には、行政機関による十分なサポートが必要(スタッフの配置等)である。
- ・ 妊娠出産による不利益取り扱いの雇用主への周知啓発をすべき。
- ・ 働く女性の環境整備として、流産やうつなどの発症も見受けられるので、精神面での配慮やフォローを得られる体制整備について言及するべき。
- ・ 健康上の問題による労働損失や、企業の医療・健康コストの拡大が顕著であり、働き続けたい女性が健康を損ねることや疾患を理由に働けないことの改善を行うべき。
- ・ 企業における女性活躍を支えるために、なでしこ銘柄やダイバーシティ100選の選考基

準に、婦人科検診へのアクセス向上の項目を追加し、女性活躍法の数値目標・行動計画に女性の健康支援等の指標を追加すべき。

- ・ 大学病院や基幹病院で働く指導的地位に就く女性医師が少ない。医療界にもクォータ制導入が必要であるため、記載すべき。
- ・ 女性医師以外の医療従事者に焦点をあて、差別や不十分な処遇がないかチェックする必要がある。
- ・ スポーツだけでなく、軽度の体操や運動を通じた健康づくり等を通し健康寿命を延ばすなど、広く一般国民のことを考えた内容とすべき。日常生活における適度な運動の機会を促すべき。
- ・ 女性アスリートに対する男性指導者からのセクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止に向けた取り組みを推進するため、セクハラ防止研修を受講したうえでなければスポーツ指導者の資格をもてない等具体策の検討を記載すべき。
- ・ 長時間労働や深夜労働を必要最低限に制限する法的規制が必要である。
- ・ 男女別検診や保健指導の男女別が苦痛に感じる性的少数者に対する対策も講じるべき。性的少数者に対する幼少期・思春期の相談体制も必要であり、性的マイノリティの医療へのアクセスへの言及がないので、記載すべき。
- ・ 女性の妊娠出産にかかわる内容について、女性のみならず子供に対する視点が必要である。
- ・ 保健、医療、福祉、教育等に携わる人が、障害についての知識、及び障害女性の課題についての研修等を受ける機会を持つことや、医療、性と生殖についての教育及び情報提供、避妊、出産すべての面で障害に応じた対応がなされる体制が必要。また、複合差別を受けることに対する特別規定が必要であり、記載すべき。
- ・ 第6分野で、社会的弱者等の権利擁護や女性に対する暴力に対する取り組みに言及すべき(DV被害、非正規雇用に増大による貧困と不安が心身の健康を損なっている現状、社会保障の改悪による高齢者や障害者の暮らしと健康状態の悪化、シングルマザー世帯の貧困など)。また、性的虐待の被害女児に対するケアが重要であり、記載すべき。
- ・ 3次計画にあった「食育の推進」が抜けているので記載すべき。
- ・ 性差を強調しすぎているが、個人差のほうが大きいこともある。
- ・ 身体的性差に還元されないジェンダーに関する問題が多々あり、男性のほうが肥満者の割合が高いとか、精神面で孤立しやすいなどの一方的な記述になっているので、記載を直すべき。
- ・ がん検診および精密検査の受診率向上のため検診を出張扱いで無料で受けられるようにしたり、早期発見のために、遺伝カウンセリング及び遺伝子検査の保険適用を行うべき。

- ・ 更年期についての理解をすすめ、(検診のための)特別休暇の制度を設け、非正規労働者でも行使できるような施策を実施し、認知啓発を行うべき。
- ・ 更年期について、男性では前立腺がん等、がん検診の受診率精密検査の受診率向上を図るべき。
- ・ 性教育の中で、望まない性行為は、暴力であることを教えるべき。
- ・ 障害のある女性に対する言及がないので<目的>の文章の最後に【この取り組みが、障害がある女性にも有効に実施される体制を整備する。】と加筆するべき。
- ・ 男性医療従事者のジェンダー教育が必要であり、記載すべき。
- ・ 情報発信に関わる人たちへの正しい医療・健康教育と、これらの情報の質の管理が必要である。
- ・ 仕事をもちつつライフバランスをとることの重要性を啓発すべき。
- ・ 3 医療分野における女性の参画拡大は、「2科学技術・医療・学術における男女共同参画の推進」に入れるべき。
- ・ 女性のための健康支援ということで女尊男卑であり、施策名に問題があるため、施策名を変更すべき。

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力についても言及すべき。「あらゆる」暴力の根絶とすべき。
- ・ 人権が保障され安心して暮らすことのできる社会環境の整備を確立すべき。全体にジェンダー視点の配慮を求める。
- ・ 障害者、高齢者、外国人、LGBT等被害者の属性等に応じた対応について具体的な取組を示すべき。
- ・ マイノリティ(部落、アイヌ、性的マイノリティなど)についても明確に記載すべき(外国人等の「等」に含めるべきではない。)
- ・ 施策の基本方向に、女性の人権が尊重され、総合的で切れ目のない支援・支援体制の確立に向けて具体的な政策展開を目指すことを盛り込んでほしい。
- ・ 広報啓発の対象者を高齢者のみならず障害者、外国人などマイノリティに携わる職務関係者まで拡大すべき。
- ・ 予防啓発教育(インターネットの適切な利用や危険性に関する教育、暴力を許さない人権教育、ジェンダー教育など)を推進すべき。予防啓発教育は若年層だけでなく社会人にも行うべき。
- ・ 多言語での広報啓発、外国語に対応できる警察官や相談員を配置すべきである。
- ・ 人材育成の範囲を法曹以外にも広げるべき。職務関係者に対する研修の内容を充実させるべき。
- ・ 刑事司法関係者への研修は具体的に記載すべき(裁判官以下、2年に1度などと)。
- ・ DV・性暴力被害者のための24時間無料ホットライン(無料・多言語対応)を国が実施すべき。
- ・ 実効性ある施策にするために、民間支援団体を含めた協議、調査研究を行うべき。
- ・ 高齢者や障害者のために施設のバリアフリーを進めるべき。施設の老朽化対策をすべき。
- ・ DV・性暴力・セクハラの実態調査を実施し、実効性のある施策につなげるべき。
- ・ 二次被害を防止するため、職員への研修実施など対策を充実すべき。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターや一時保護所を増設するべき。DV被害者支援について、地域間格差がなくなるようにすべき。
- ・ 配偶者暴力防止法について、生活の本拠を共にしない交際相手(デートDV)まで対象を

拡大、加害者教育プログラム実施などの加害者処罰、保護命令について見直すなどすべき。同性の交際相手も法の対象とすべき。

- ・ DV冤罪の防止策を講ずるべき(DVの判断は証拠主義に基づき、警察の捜査に委ねるべき)。
- ・ 被害からの回復、人間関係の再構築や生活能力の再生を目指した自立支援システムを構築すべき。
- ・ 相談員・支援員の実態を把握し、待遇の改善(不安定な雇用形態・低賃金)や研修の機会を確保すべき。また研修の内容を充実すべき。
- ・ DV被害者支援のため、専門性の高い臨床心理士を配置すべき。
- ・ 面前DVなどが多いため、学校・保育所・幼稚園で子供たちの精神的サポートができる体制を作るべき。
- ・ DVのある家庭で育った子供に対しても被害者同様中長期的なケアが必要であり、児童相談所等関係機関の連携を強化し、支援を推進する。
- ・ DV・性犯罪の加害者更生プログラムを実施すべき。またプログラム実施のための有資格者を育成すべき。
- ・ DV・ストーカー被害者の安全確保のための情報漏えい防止策を講じるべき。
- ・ 地方公共団体を越えた広域連携の強化を図るべき。
- ・ 民間支援団体との連携の促進、民間支援団体(民間シェルター)への財政援助をすべき。
- ・ 携帯電話・スマートフォンの一時預かりの再考など、一時保護要件を見直すべき。一時保護のための入居条件も厳しいため、基準を見直すべき。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターに対する予算を措置すべき(支援センターの対応の改善のため)。
- ・ 住宅問題について、公営住宅の提供を増やすべき。公営住宅の入居条件を緩和すべき。
- ・ 外国籍のDV被害者の在留資格を維持するなど人権を尊重した対応がなされるべき。
- ・ 婦人相談所の機能的な見直しをすべき(DV・ストーカー被害者の保護など対象が広がりすぎ。本来法の保護対象であった要保護女子のための施設が不足したり、支援が不十分になっている。)
- ・ ホテル代の提供などによる保護について拡充し、ストーカー被害者の安全を図ってほしい。
- ・ ストーカー加害の防止について広報啓発すべきである。ストーカー加害者には治療が必要である。

- ・ 警察はストーカー被害の訴えがあった場合は、管轄地域を越えた連携をきちんと行うべき。
- ・ ストーカー対策について具体的に施策を盛り込むべき(ストーカー事案に対応する相談窓口の設置、マニュアルの作成など)。中長期的支援システムの構築や、人材を育成すべき。
- ・ 「ストーカー行為規制のあり方検討会」報告書の提言に基づき、ストーカー規制法を改正すべき。
- ・ ワンストップ支援センターを全都道府県に少なくとも1か所は設置するなどという数値目標をあげるべき。また性犯罪被害者の生活支援や性暴力からの回復まで長期的に支援する性暴力被害者回復支援センターを設置すべき。支援コーディネーターや支援員の人材育成を図るべき。
- ・ ワンストップ支援センターの拠点病院を増やすために、性暴力被害者の診察・治療に関わる診療報酬の見直しを検討すべき。性暴力被害者支援の専門看護師を養成すべきである。
- ・ ワンストップ支援センター設置を義務付けるため、性暴力被害者支援法を作るべき。また性暴力被害者が裁判で2次被害にあわないようにレイプシールド法を作るべき。性暴力禁止法を作るべき。
- ・ 被害届を出さなくても、治療、緊急避妊、カウンセリングなどが公費負担となるようにすべき。
- ・ PTSDなど性暴力の後遺症について診断・治療できる精神科医や心理士を養成すべき。
- ・ 性暴力被害実態に即した刑法(強姦罪)の改正すべき(厳罰化、公訴時効撤廃、構成要件見直し(暴行・脅迫要件の緩和、性別の不問)、配偶者間の強姦成立を明記、性交同意年齢の引上げ)。
- ・ 強姦罪の非親告罪化・性交同意年齢の引き下げはすべきではない。
- ・ 性暴力・性犯罪と併記してほしい。
- ・ 性暴力被害者が安全に生活できるように急性期のホテル代、引っ越し料金、公営住宅の優先入居などの制度化を進めるべき。
- ・ 子供の性暴力・性虐待の早期発見を目指した取組を行うべき。被害にあった子供に対して精神的・心理的ケアを行うべき。
- ・ 児童相談所で子供が必要な相談・支援を受けられるように専門職員を配置し、機能を拡充すべき。性被害にあった子供ための対応マニュアルを整備すべき。
- ・ 教員、児童相談所の職員など、子供への性虐待、性暴力、性犯罪被害に対処、支援するための研修を実施すべき。児童相談所、関係機関、司法関係の連携、ケースカンファレンスを行うべき。

- ・ 第2次児童ポルノ排除総合対策を一層推進すべき。DVD・インターネット上の性暴力表現についても人権侵害であるとの啓発・広報活動を強化すべき。
- ・ 児童ポルノの単純所持も禁止すべき。児童ポルノ法に違反する製作者・販売者の取り締まりを強化すべき。
- ・ 家庭内での性的虐待が多い。「身近な者」とは誰を指すのか具体的に明記すべき。
- ・ 司法面接を導入し、関係機関職員（警察、検察、児童相談所）に対する司法面接に係る研修をすべき。
- ・ 「児童ポルノ」という名称が不適であり、積極的に表現を変えるべき。成人の嗜好の「ポルノ」とは全く違うものである。
- ・ 児童虐待防止法の改正を検討すべき（性的虐待の対象範囲の拡大）
- ・ 売春防止法を改正すべき（婦人補導院廃止、売春の相手側への罰則、女性の人権保護を明記）。
- ・ 売春に関わるおそれのある男性・男児に対する学習・指導の充実を図るべき。
- ・ 売買春に関する具体的な取組を記載すべき。若年女性への施策は民間団体との連携を盛り込んでほしい。
- ・ 売春と人身取引は密接に絡み合っている。人身取引と売春の関連性を強調するような書き方や、取組をすべき。
- ・ 人身取引被害者の保護及び支援について、医療面や早期帰国のための支援体制の一層の充実を図るべき。
- ・ 国内での防止策、広報啓発のみならず、海外との国際協力を通じて人身取引を撲滅すべき。
- ・ 人身取引被害者に特化した短期及び中期的支援を行う施設を設置すべき。人身取引対策政策を担当する中央機関を設置すべき。人身取引に対する包括的な法を作るべき。
- ・ 人身取引の被害者認定範囲が極めて狭い。何らかの搾取と被害を受けていると判断できる場合は状況に応じて保護や支援を行うべき。
- ・ 均等法の周知、セクハラ労災に関する窓口担当者の研修を実施する。被害者の相談支援機関の設置は必要。
- ・ 教育現場でのセクハラ相談や苦情に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアの取組を具体的に示すべき。
- ・ セクハラ加害者を処罰する規定を置き、被害者の被害回復支援を強化すべきである。
- ・ セクハラ加害者が再加害を繰り返すことを防ぐための施策を行うべき。

- ・ 国家公務員のセクハラ対策を盛り込むべき。
- ・ 同性に対するものもセクハラに含まれることを明記すべき。性的指向や性自認を理由とする差別的言動がセクハラに含まれることを明記すべき。
- ・ 性の商品化予防やメディアリテラシーなどの研修を会社や自治体で実施すべき。メディアリテラシーはインターネットの性情報リテラシーと記載すべき。
- ・ リベンジポルノ法の検証を行うべき。
- ・ 女性・子供の人権を侵害する性暴力表現(スポーツ紙、雑誌、週刊誌、AV、ゲームなど)については規制すべき。
- ・ 児童ポルノの単純所持も処罰の対象となったことをもっと広報すべき。
- ・ メディア産業の性・暴力表現の自主規制に関しては、「表現の自由」や作品のストーリー・性格を尊重することを明記すべき。
- ・ 性暴力表現の規制反対。メディアにおける性・暴力表現は実在もしないため女性に対する人権侵害とは言えない。男女共同参画を阻害するという根拠はない。
- ・ DV被害者が配偶者の同意なく中絶できるよう母体保護法を改正すべき。

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・ 分野名が「困難を抱えた女性」となっているが、男性も困難を抱えており、分野名に「男性」という語句を追加してほしい。また、男性の支援についても記載するべきである。
- ・ 分野名に外国人を入れるべき。
- ・ 3次計画における「貧困」と「高齢・障害」などの分野が一つの分野に統合されたが、独立させるべき。
- ・ 男性は男性ゆえに1人で困難に耐えなければならないという「性別観の呪縛」を抱えており、社会も顧みない傾向が強いということに配慮してほしい。
- ・ 生活弱者が安心して暮らせる施策の展開を図ってほしい
- ・ 貧困など生活上の困難支援の中の「就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組」に、「長時間労働の解消や男性の生活自立のための教育の推進」を加えること。
- ・ 貧困対策として、低賃金・低労働条件の見直し、非正社員の正社員化、同一価値労働、同一賃金、男女の均等待遇、最低賃金の引き上げ等、労働条件の改善に対する具体策を記述すべき。
- ・ 非正規労働には男性も多いなど、男性も困難を抱えており、安心して暮らせる環境整備は男女共に重要。
- ・ 低年金・無年金者の実態把握を行った上で、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を行うべき。
- ・ 生活保護制度を利用しやすくするべき。
- ・ 困難を抱えた女性の支援の担い手の雇用実態に関する調査を行い、支援者の雇用安定や処遇改善を進めるべき。
- ・ 女性が自立して生活できるような活動を行う支援団体が必要ではないか。
- ・ 離婚後に正社員の職につけるような社会制度の確立を進めるべき。
- ・ ひとり親家庭の就労支援については、生活ができるような賃金が得られる働き場所の情報提供、非正社員の正社員化、高校生以下の子を持つひとり親の女性の雇用について一定期間の雇用義務付けなどの目標の設定や奨励金等インセンティブの拡充について記述すべき。
- ・ ひとり親家庭への経済的支援については独立した項目とし、児童扶養手当の拡充を明記するなどひとり親支援の対策を強化すべき。
- ・ ひとり親家庭の生活環境整備のため、公営住宅に優先的に入居できる制度等居住支援

の具体的な施策、保育所入所条件の緩和、一時保育内容の充実、就学援助内容の拡充など子供を預けられる制度の充実について記述すべき。

- ・ 養育費について、算定方法の見直し、協議離婚時の養育費取り決め届出制、養育費支払い命令制度、立て替え払い制度、税制上の優遇制度、強制徴収する仕組みや罰則を設ける等対策を充実すべき。
- ・ ひとり親家庭の支援として養育費の相談支援を行うべき
- ・ ひとり親家庭の子供に対する教育支援について、就学前教育の無償化、高等教育の無償化、奨学金の無利子化や無償給付等の教育費負担の軽減や、子供の学習支援や居場所作り、親子の心理面のケアを行うべき。
- ・ ひとり親家庭の子どもの貧困率の削減目標を明示すべき(50%⇒25%)
- ・ 離婚相談では離婚する方向で進められるが、まずは離婚を思いとどまらせ、円満な家庭を再構築するためのカウンセリングや生活指導を行うことが必要ではないか。
- ・ ひとり親家庭の経済状況を改善する手段として、(1) 協議離婚制度の廃止、(2) 離婚にともなう財産分与の不平等の是正、(3) 父親の強制認知と扶養義務の履行確保、(4) 現行の養育費算定基準の見直し、の 4 点を緊急の課題としてあげること、さらに長期的には、子の扶養義務を親に負わせる制度を廃止し、政府がすべての子供に一定以上の水準の生活を保障することを目指すべき。
- ・ 外国人のひとり親についても言及すべき。
- ・ 介護保険法の改正により、A 型事業所の介助責任者は資格不要、ホームヘルパー資格も不要となった。母子家庭支援のためにヘルパー資格の取得を推進していたところ、このような制度改正は資格を取得して仕事をしてきた女性の職場を奪うことになりかねないので配慮してもらいたい。
- ・ ケアに関わる職業の賃金が低い傾向にあるが、福祉関係の労働条件改善も考慮してもらいたい。
- ・ ひとり親家庭が増えているなかで、日本独自の男女共同参画社会における家庭像を持つべきではないか。
- ・ 離婚により自分の子どもの養育にも関わっていない親は、時短対象の労働者とし、他者の子どもの育成に関わらせるべき。
- ・ 保育所や学童保育、介護施設など社会福祉の施策を充実させる必要がある。
- ・ キャリア教育・職業教育においては、多様な可能性を伸ばし、働く者の権利等についても幅広く教えるべき。
- ・ 若年無業女性の実態把握に努めるなど、若い女性の貧困問題に目を向けるべき。
- ・ 貧困の連鎖とならないような施策(セーフティネット)を講じるべき。

- ・ 女性が当たり前に通き続けることができ、生活できる賃金を確保すること等を、教育のなかで学ぶことが大切ではないか。
- ・ 高齢者が抱える課題、障害者が抱える課題、外国人が抱える課題はそれぞれ異なる背景をもつ課題であり、一つの分野にまとめるべきではない。また、「2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の「等」を具体的に記載すべき。
- ・ 人間として基本的なことに配慮し、長寿社会を全うできる社会を目指すべき。
- ・ 高齢女性だけでなく、若年層や男性にも支援が必要。
- ・ 高齢期の貧困の原因がわかる表記にするべき。
- ・ 病気や要介護の状態にならないように、また、経済的にも精神的に自立できるような生きかたを早い段階から対応するなど、予防していくことが重要。
- ・ 高齢者の就業や生活環境支援等について高齢者の貧困を低減する観点からの具体的施策を明記すべき。
- ・ 男女共同参画推進と無年金問題の解決は別問題ではないか。
- ・ 高齢者が安心して暮らせる地域や社会基盤の構築は、公的な責任があることを明記すべき。
- ・ 高齢者の生活実態に関する調査を実施すべきではないか。
- ・ 後期高齢者医療制度の改善、医療・介護制度の拡充など、医療・介護保険制度について具体的に記載すべき。
- ・ 平成28年4月から施行が決定している「障害者差別解消法」は異なる障害を持った人々のニーズや障害のある女性に配慮したもの、個々の望むものを保証してはいない。これを取組の準拠とするのはおかしい。
- ・ 障害についてのジェンダー統計を充実させるべき。
- ・ 子育てをする障害のある人に対する支援の仕組みの強化と知識習得機会の確保が必要。
- ・ 障害者権利条約を批准した国として、同条約に「障害のある女性の複合差別の解消」がうたわれていることを重視して、障害者権利条約を議論する国際会議に積極的に女性障害者を参画させるべき。
- ・ 障害を持つ女性の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の保障を明記すべき。
- ・ 現在の女性専用車両を「乳幼児・高齢者・障害者とその介助者向け車両」に名前を変更すべき
- ・ 「施策の基本的な方向」に、外国人が安心して暮らせる環境の整備や自立支援策といった趣旨を盛り込むべき

- ・ 外国人女性について、幅広く実態を把握し、対応を図るべき。
- ・ 外国人の技能実習生の人権、働く権利を尊重するきめ細かな制度が必要。
- ・ 外国人について、無償学習制度の設置や専門的知識を持った相談員の養成が必要。
- ・ 配偶者等からの暴力の被害者である外国人女性への支援のため、専門的知識を持った母語通訳者の養成等の施策が盛り込まれた事を評価する。
- ・ 国家戦略特区での「外国人家事支援人材」の仕組みはそもそも周知が足りず、さらには3年で帰国させるようなやり方はあまりに外国人の人権の無視ではないか。
- ・ 医療費等を要する人身取引等の被害者への支援について、早急な法体制の整備が必要。
- ・ 第3次計画で掲げた、複合的な困難を抱えた女性に対する取組については、第4次計画に引き継ぐべき。
- ・ 女性であることによる複合的な困難や、性的指向、性同一性障害に関する記載が第3次計画よりも薄くなったのではないか。文科省の対応についても記載するなど、記載を充実すべき。
- ・ 複合差別については、あまりにも内容が乏しい。複合差別の解消を柱とすれば、まず差別の実態把握を行うべきであろう。当事者へのヒアリングを含めた調査研究を実施すべきである。
- ・ 教育や啓発だけでも、貧困、高齢、障害などにより困難を抱えた女性らが「安心して暮らせる環境の整備」にはつながらない。
- ・ 2(2)エ①中、「可能なものについては実態の把握に努め」という部分について、「早急な実態把握とその実態改善のための具体的施策を行う」とすべき。
- ・ 「人権侵害の疑い」に対しての「調査救済活動の取り組み」とは具体的にどういうことか詳細に記載すべき。
- ・ 2(2)エ①中、「男女共同参画の視点に立って」の前に「当事者のアイデンティティーを尊重し」を加筆すべき。
- ・ 司法関係者、自治体職員への研修について記載すべき。
- ・ 性的指向や性自認(性同一性障害含む)を理由とする差別禁止法制を整備すべき。
- ・ 性的指向や性自認(性同一性障害含む)を理由とする困難の支援に関する法制及び体制を整備すべき。
- ・ 「性同一性障害」と「女性であること」の関係性はどうなっているのか。「女性でないもの」としてどこかを排除するべきではない。
- ・ 「性同一性障害」に替えて「性自認」という用語を使用すべき。

- ・ 同性婚を認めるべき。
- ・ 「アイヌの人々」ではなく、「アイヌ民族」と表記すべき。
- ・ 生活困窮者の項目中に、「部落女性のバックグラウンドや生活実態を充分理解した相談員の育成ならびに部落女性の相談員の育成を行う。」との記載を追加すべき。
- ・ 「高齢、若年を問わず、非識字者が多い実態から、識字教室への支援などについて記載してほしい。

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- ・ 全体に具体的に記載すべき。
- ・ 社会制度・慣行について、見直しの必要性について明記すべき。
- ・ 性やライフスタイルに中立的な税・社会保障制度を確立すべき。
- ・ 男女に中立に機能するとはどういう意味なのか明確にすべき。
- ・ 世帯単位の制度・慣行を個人単位の制度慣行に移行すべき。
- ・ 男女共同参画を進めることは、伝統的家庭倫理を壊すので反対。
- ・ 配偶者手当、第3号被保険者制度を縮小・廃止すべき。
- ・ 配偶者手当、第3号被保険者制度の縮小・廃止には反対。
- ・ 配偶者控除や第3号被保険者制度の見直し等にあたっては、低所得者に配慮する必要があり、課税最低限度額の引き上げ、最低賃金の引き上げ、最低保障年金制度の導入が必要。
- ・ 税等の見直しに際しては、ヒアリングや調査をしっかりと行い、丁寧に周知することが必要。
- ・ 婚姻適齢の男女統一、再婚禁止期間の見直し及び選択的夫婦別姓制度の導入などの民法改正を行うべき。
- ・ 最高裁判決を待つことなく、家族に関する法制の改正について明記すべき。
- ・ 複合姓など結婚時に新姓を作成して子供も両親と同じ名字にする立法を検討すべき。
- ・ 家族に関する法制度について、現行法の問題点と改善の方向を明記すべき。特に、(A1) 協議離婚制度の廃止、(A2) 離婚にともなう財産分与の不平等の是正、(A3) 父親の強制認知と扶養義務の履行確保、(A4) 現行の養育費算定基準の見直し、の4点を緊急の課題としてあげること、さらに (B) 子の扶養義務を親に負わせる制度の廃止、を長期的に日本社会が目指すべき方向として掲げるべき。
- ・ 離婚後の共同親権化を行うべき。
- ・ 未婚で子育てをしなくても良いとする事は、少子化の観点からも間違っており、将来納税者となる子供を産まず未婚のまま生涯を終える方は、それなりの負担、「納税・地域貢献」において負担すべき。
- ・ 父親の乳児健診参加や育児休業取得などの義務化など、強制力を持つ家族政策へ向けての抜本的な見直しが必要。

- ・ 子供を産み育てたいと思うような社会保障制度に見直すべき。
- ・ 子ども・子育て支援新制度の持つ課題を検討し、保育・学童保育の質を改善すべき。保育所、放課後児童クラブ等の拡充にあたっては、施設条件基準の引き下げを行ってはならない。
- ・ 保育所の拡充を図り、休日夜間、延長、病児保育など多様なサービスを求める。
- ・ 少子化対策として、多子世帯への補助など、育児を社会化していくべき。
- ・ 男女が安心して就業・子育てするには子供の事故防止施策が重要であり、具体的な方策を記載すべき。
- ・ 介護等家族ケア等福祉に携わる職員の人材育成や労働環境の改善に取り組むべき
- ・ 保育所増設は、量的な解決だけではなく、保育士・職員の労働環境改善など雇用問題についても対応すべき。
- ・ 待機児童の算定方法を統一すべき。
- ・ 介護離職についても育児同様、女性の負担が大きく、さらに踏み込んだ制度設計が必要。
- ・ 自営業や再就職活動中の者も利用可能となるよう、保育所利用条件を緩和するべき。
- ・ 男性に対する育児支援が必要である。
- ・ 育児休業や介護休業条件を孫や甥・姪などにも緩和し、女性に偏った育児・介護責任を広く親族間で分担するようにすべき。
- ・ 人権について、公人の理解を促進すべき。
- ・ 男女共同参画にむけた意識改革には、まず条約や法令の周知度などの実態調査を行い、今後の施策につながる踏み込んだ検証が必要。
- ・ 国内人権機関の設置を明記すべき。
- ・ 社会制度や慣行の背景にある固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画社会の形成に必要な法制度等の理解促進にあたり、政府が効果的な広報・啓発を行うことが必要。
- ・ 遺族年金の非課税措置及び加給年金を廃止すべき。
- ・ 固定的性別役割分担の解消について記載すべき。
- ・ ジェンダー統計について、III9男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備に明記してほしい。
- ・ 無償労働に関する研究・調査をすべき。

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- ・ 教育とメディアは分野を切り離すべき。
- ・ 「広報・啓発」の単語の記述はすべて「教育及び広報・啓発」と改めるべき。
- ・ 男女共同参画という言葉・意味がまだ国民に浸透していない。また、広報にあたってはイメージ先行ではなく現実に即した正確な情報を提供すべき。
- ・ 男女の能力、適性に関する固定的な見方の解消について言及していることを評価する。
- ・ 公人、特に政治家や指導的立場にある者への男女共同参画についての意識改革や理解促進により、差別的な発言をさせないようにすべき。
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消は行政から市民に対して一方的に啓発して伝えていくものではないため、「地域の団体や市民等との連携」で、意識の醸成をはかっていくということを明記してはどうか。
- ・ 女性の社会参画を図るにはリーダーの養成も必要であり、あらゆる団体等との連携や研修の充実も必要である。また、活動後の情報発信を行うことで運動の広がりも期待できるのではないか。
- ・ 国際的に見た日本女性の地位の低さを示されていない。
- ・ 固定的性別役割の払拭のための男性の家庭生活への参画は、「気運の醸成」「意識を改革」などの啓発を強調するだけでは具体性に乏しいので、男性の働き方の見直しを記述すべき。
- ・ 女性の働き方に対する改善がなくては目標達成のための過度のストレスを生じさせるだけである。意識付けや参加の促進ではなく、女性が政策・方針決定過程に参画できるような労働条件を整えることが先決である。
- ・ 結婚・出産によって職業生活の中断を余儀なくされる女性への支援は、情報提供だけでは不十分であり、具体的な労働者保護、保育所などの整備が必要である。
- ・ 「男性、子供、若年層などを含め、男女共同参画の必要性および関連する法律(改正)とその目的についての理解が改まり、また深まるよう、地域に根ざした身近な情報発信を進める」と改められたい。
- ・ 固定的な性別役割分担意識の払拭については広報・啓発にゆだねるだけでなく、第3次計画からの施策を分析し、制度改革の不十分さを検討課題とすべき。
- ・ 男性の理解の促進や意識の改革を図る前に、まず、経済的自立について女性の理解の促進や意識の改革を図ったほうが効果的である。
- ・ 育児休業取得の増加をはかるのもよいが、乳幼児期だけで子育ては終わるのではないので、子ども期全体に父親・母親がともに豊かで充実した子育てができるような施策が

求められる。

- ・ 「女性や子どもを専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものである」と明記すべき。
- ・ 児童ポルノの流通状況等を調査把握し、対処する方策を強化する。また、心身に有害な影響、被害を受けた児童の保護支援を具体化して、それらを広報、啓発すべき。
- ・ メディア自身が男女共同参画の推進、人権尊重などに取り組んでいくことを、具体的な施策として記述をすべき。
- ・ 表現の自由を制限するメディア規制には反対であり、それが自主規制であっても許されないものである。
- ・ 表現の自由の名のもとに女性・女児の人権を侵害することは許されず、メディアの自主規制だけでは不十分であり何らかの規制が必要。
- ・ 長時間労働が女性の社会進出を妨げているので、ライフ・ワークバランスについてメディアを通じて呼びかけるべき。
- ・ 「業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現」の具体的な例をあげてほしい。
- ・ 出版業界に連動する販売店も、女性や子どもに対する性的・暴力行為の発信と流布に加担しているので、流通や販売側への取組も重要と考える。
- ・ メディア・報道は、憲法・放送法等に準拠し、自主自立・不偏不党・公正中立・表現の自由・民主主義の発展に寄与するという本来のあり方を示したうえで、男女共同参画社会の実現に向けた基盤であることを示し、取組・施策の方向づけをしてもらいたい。
- ・ 国連に関する情報、特に、女性差別撤廃条約についての情報を、内閣府男女共同参画局や外務省等は、様々なメディアに対して積極的に提供すべき。
- ・ 「メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め自主規制等の取組みを推進する」とあるが、これに男女共同参画と何の関係があるのかよく分からない。
- ・ 連携会議の場を通じて、メディア自身による不適切表現の防止に役立てるとの記載があるが不十分ではないのか。
- ・ メディアの中で子育てを表すアイコンは、大人の女性と男の子のシルエットとしての絵柄が使われるが、子育ては親として性別にかかわらず大人の責務として子供に対して行うことという意味でも、中性的大人と中性的子どもの図柄を使用すべき。
- ・ 公共放送である NHK の経営委員には男女共同参画推進の立場の人物を任命すると明記すべき。
- ・ 夫婦間の呼称について、政府におけるキャンペーンとして夫婦のお互いに対する呼称及び第三者が夫婦のそれぞれを呼ぶ名称を一般公募し、メディアを通して認識を浸透させ

るべき。

- ・ 「子供の最善の利益に配慮する」とあるが「最善の利益」とは何か具体的な文言が必要。
- ・ 基本理念にある『思いやり』というのは抽象的でわかりにくい。
- ・ 各項目について、第3次計画から具体的な取組みの記述が削られているので具体的に記載すべき。
- ・ 「子供」の表記を「子ども」にもどすべき。
- ・ 学校におけるジェンダー、男女共同参画、人権等に関する教育について具体的に記載すべき。
- ・ 男女平等を推進する教育・学習の中にすべての女性が働きやすい社会を実現することを明記すべき。
- ・ 教員養成機関等における男女平等などの人権教育の促進が大切。
- ・ 教育を行う主体が明示されていない項目があるので記載すべき。
- ・ 各教育段階について別々の項目とすべき。
- ・ 学校における男女混合名簿の導入や、男女共学化の推進について記載すべき。
- ・ 学校提出物の保護者欄は、現在のところ、通常両親のいる家庭は父親の名前、母子家庭では母親の名前を書いて提出することが慣例になっていて、いつも違和感を感じる。子どもは父親と母親の二人で共同して育てているので、保護者欄は連名で書くことを慣例とするよう啓発活動をして欲しい。
- ・ 教育の取組みの中に「家族の日」、「家族の週間」を設けることや、「家族＝結婚＝子ども＝子育て＝温かい」と結びつけることに疑問があり、「家族や家庭生活の大切さなどについて」という記述は削除すべき。
- ・ 学校教育でメディアリテラシーを取り上げることが重要と考える。
- ・ 児童に対する性・暴力表現の根絶に向けた施策，メディア・リテラシーの向上を実現するために、国の施策として「デジタル・ディバイド対策」，「貧困対策」が急務であることを明記すべき。
- ・ 家庭科の授業時間数を増加させるべき。
- ・ 生活面での個人としての自立、つまり、料理、洗濯、清掃、整理整頓などは、一人の人間として不可欠だという前提から、各段階の教育課程において、その年齢にふさわしい生活の自立に向けた具体的な技術の習得の時間を必修にすべき。また、より具体的な内容を記載すべき。
- ・ ライフプランニングという名の「産む」性の強調にならない配慮をすべき。

- ・ 性教育について記載すべき。
- ・ 性的指向や性自認についての記述を深めるべき。
- ・ 教員に関する数値目標を設定すべき。
- ・ 教員の労働環境の改善について記載すべき。
- ・ 第3次に明記されていたミレニアム開発目標は、高等教育においては達成できなかった。まず、この点を明確にすべきである。
- ・ 男性教員の育児(休暇)休業、介護(休暇)休業取得促進などの基盤整備を基本計画に位置づけることが理解促進につながると考える。
- ・ 障害を持つ女性に対する学習・進学機会等の充実について記載すべき。
- ・ 教育に対する経済的支援について具体的に記載すべき。
- ・ 「ブラック企業」「ブラックバイト」などが社会問題化していることを踏まえ、キャリア教育において、「労働者としての権利」の重要性について強調すべき。
- ・ 女性への暴力について早い段階で学習させるべき。
- ・ 個人の生き方を束縛するような記載は削除すべき。
- ・ 子どもが性別に関わりなく、その能力を発展させることができる施策を設定すべきである。
- ・ 女子学生のみを対象とする記載は削除すべき。
- ・ 学校は決して男女平等ではない。学習指導要領にないことは学校長裁量である。
- ・ 小中学生が理工分野に興味を持てるようにすべき。
- ・ 教育の中にもポジティブアクションを盛り込むべき。

第 11 分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- ・ 「目標」において、防災の基本理念を「減災」としているが、国連の災害政策を主導する概念は、「災害リスク削減 (Disaster Risk Reduction)」であるので、「災害リスク削減」という語を使用すべき。
- ・ 「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」分野が独立し、記述も充実したことを評価する。
- ・ 「防災」、「復興」の2局面ではなく、「防災」、「災害発生直後(急性期)」、「復興」と、3つの項目立てにすべき。
- ・ 防災・復興体制において、女性が固定的な役割を押し付けられないように、社会環境ならびに体制の確立を進めるべき。
- ・ 第3次計画に記載されていた固定的性別役割分担の払拭について記述すべき。
- ・ 内閣府が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」について明記し、改訂についても盛り込むべき。
- ・ 人権尊重の観点から、「女性」について言及している部分を「女性も男性も」に修正すべき。
- ・ 具体的施策に関して、目標値、目標達成年度を明記し、進捗状況を定期的に把握するシステムの構築と、情報開示を行うべき。
- ・ 防災・復興におけるマイノリティ女性・外国人女性の参画やマイノリティ女性・外国人女性への施策について盛り込むべき。
- ・ 2020年30%に向けて、地方防災会議等における女性の割合を高めるべき。
- ・ 地方防災会議の女性委員を増やすために地方公共団体に対してどのような働きかけを行っているのか、具体策を明記すべき。
- ・ 女性の意見を反映させるため、地方防災会議のメンバー構成を地域によって変えるべき。
- ・ 女性消防団員の入団促進のためには、消防団が地域の中で果たす役割や内容が明確化され、意欲ある女性の選択肢の一つになることが必要であることから、消防団における女性の採用・登用について広く国民に周知すべき。
- ・ 中央防災会議、防災担当部局についても、女性を30%以上にすることを明示すべき。
- ・ 災害対策本部が立ち上げられる時、災害現場で即応できるよう、男女共同参画担当が必ず配属されるようにすべき。
- ・ 地方防災会議の女性委員に対して、災害とジェンダー平等についての研修が必要であることを明記すべき。

- ・ 大規模災害時の市町村への支援等、都道府県の積極的な役割を明記すべき。
- ・ 自主防災組織についてもリーダー層に女性がいない組織をゼロにすることを指摘すべき。
- ・ 地方公共団体の男女共同参画部署と男女共同参画センターの業務継続プラン作成を推進することを明記すべき。
- ・ 「消防職員、警察官、自衛官等」とあるが、自衛官は軍隊の側面を持っているので削除すべき。
- ・ 男女共同参画センター、女性センターが災害時に女性支援等の拠点となるよう、体制強化を含め、地方公共団体に働きかけることを記述すべき。
- ・ 防災分野の人材育成について独立した項目を立てるべき。
- ・ 一般行政職員、保健師、福祉職、NPO・NGO 等のボランティア団体の果たす役割が極めて大きくなるため、これらの関係者について言及すべき。
- ・ 防災だけでなく関連分野の各行政担当者や男女共同参画センター、社会福祉協議会、地域の多様な組織、民生委員や人権擁護員、ボランティアグループや NPO 等が平時からゆるやかに関わっているような状況を作っていくことが、災害時にも重要であることを明記すべき。
- ・ 消防団や自主防災組織について男女共同参画の視点からの研修を実施することを盛り込むべき。
- ・ 男女別データに関しては、復興のみにおいて指摘されているが、広く防災、災害発生時、応急、復興に関して収集し、それを活用した施策を行うべき。
- ・ 「評価と問題点」で指摘されている防災・復興に関連する各省庁の間の連携を密にすることを盛り込むべき。
- ・ 大地震や噴火対策、防災対策を進め、災害に強い町づくりのために女性の参画が高まるよう、十分な予算を付け、施策を実施すべき。
- ・ 防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を早期に実現するよう、関係団体等に働きかけるべき。
- ・ 消防力・防災力を高めるためには、非常勤の消防団より、正規の消防職員を増やすことを軸にすべき。
- ・ 非常事態にこそ個人の能力を発揮する適材適所が求められることを伝えるべき。
- ・ 復興に関する各種の有識者会議等の構成員、復興まちづくり協議会等の構成員も、女性を 30%以上にすることを明示すべき。
- ・ 東日本大震災の復興に当たって、女性の参画を進め、ジェンダーの視点から支援が必要な妊産婦、高齢者、障害者、子ども、外国人女性などの要望に対応できるシステム構築について盛り込むべき。

- ・ 子ども、障害者、高齢者、外国人等、多様な住民の意見を反映することを明記すべき。
- ・ 東日本大震災の被災地における女性に対する暴力等に関する相談体制の継続を明記すべき。
- ・ 災害時の性暴力の問題について言及されていることを評価する。
- ・ 災害・復興時における女性・子どもへの暴力防止ガイドラインを策定すべき。
- ・ 東日本大震災からの被災地における生活再建の支援や女性の就労支援等の対策について明記すべき。
- ・ 仮設住宅や復興住宅における男性の孤立化等、男性の視点からの記述を増やすべき。
- ・ 避難所運営等に関する実態調査について、本文中に具体的な調査名を明示するとともに、こうした調査が定期的実施されるよう記述すべき。
- ・ 国立女性教育会館の災害復興支援女性アーカイブの更なる充実が必要であることを明記すべき。
- ・ 東日本大震災での経験を情報発信し、広く共有すべき。
- ・ 地球温暖化に対する適応及び緩和策におけるジェンダー視点の重要性が気候変動枠組み条約関連の COP 等の会議において決議されているので、「地球温暖化を含む環境分野の取組と連携しながら」という文言を入れるべき。
- ・ 防災リーダーだけでなく、男性全般が女性の特徴について理解を深めるための教育を日常的に行うことを盛り込むべき。
- ・ 災害弔慰金や被災者生活再建支援金が世帯単位で支給されたため、世帯主たる男性とそうでない女性で支給額に大きな差がついていた。こういった状況にも目を向けるべき。

第 12 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・ 具体的取組の記述を増やすべき。
- ・ 経済的視点に重きをおかない。
- ・ 女子差別撤廃条約に従った差別の具体的な定義を国内法に取り込むべき。
- ・ 女子差別撤廃条約を基本的な方針部分に明記すべき。
- ・ <目標>の「…一層積極的に貢献する。」に続けて、【人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立って、男女共同参画の推進並びに女性のエンパワーメントの達成及び地位向上に貢献する。】を追加すべき。
- ・ 「日本国内の国連機関と連携を図る」の対象機関を明確化すべき。
- ・ 「日本における男女共同参画を推進する」ことを<目標>に掲げるべき。
- ・ 「勧告された事項に適切に対処する。」と具体的に方向を示すべき。
- ・ 北京宣言・北京行動綱領の視点を明記するべき。
- ・ 政府報告作成・政策策定等において市民社会との平等な意見交換会を実施すべき。
- ・ SOGI(性的指向と性自認)決議も入れるべき。
- ・ 国際規範・基準を遵守すべき。
- ・ LGBT差別撤廃の実現の項目を新設すべき。
- ・ 障害者権利条約の複合差別を取り上げるべき。
- ・ 女子差別撤廃条約報告の作成は初期段階から市民団体と協力して行うべき。
- ・ 女子差別撤廃委員会からの見解(最低婚姻年齢・再婚禁止期間・夫婦別氏)実施の障壁を明確化すべき。
- ・ 女子差別撤廃条約及び勧告の遵守と国内実施策を明記すべき。
- ・ 「国際規範、国際的な議論」の中に「女子差別撤廃委員会からの見解」という言葉を明示すべき。
- ・ 女子差別撤廃条約の周知度の向上に努めるべき。
- ・ 女子差別撤廃条約を高年齢層へ周知すべき。
- ・ 「男女共同参画に関連の深い法令・条約等についての理解の促進」対象を「政府職員」から「立法、司法及び行政関係者」へと拡大するべき。

- ・ 女子差別撤廃委員会からの見解(最低婚姻年齢・再婚禁止期間・夫婦別氏)の周知の対象を「政府職員」から「立法、司法及び行政関係者」へと拡大すべき。
- ・ 男女共同参画会議に「女子差別撤廃条約専門調査会」を常置するなど、女性差別撤廃委員会からの勧告に対応するための組織を設けるべき。
- ・ 「…必要に応じて取組の強化等を政府に対して働きかける。」の【必要に応じて】を削除すべき
- ・ 1(2)イ①の「未締結の条約」に、「国際組織犯罪防止条約」「人身取引議定書」「密入国議定書」「銃器議定書」「ILO第一号条約」を追加すべき。
- ・ 未締結の条約のうちILO第 111 号条約を 2016 年 2 月までに批准すべき。
- ・ 未締結の条約の締結と国内実施についての書きぶりを強化すべき。
- ・ 選択議定書を批准するよう書きぶりを改めるべき。
- ・ 選択議定書の記述を外すべき。
- ・ 男女共同参画の国際社会での実現の具体的取組を書くべき。
- ・ 「男女共同参画に関する分野における国際的な【貢献および】リーダーシップの発揮」と【】内を追記すべき。
- ・ 「開発協力を適切に実施する。」に加えて、【そのために、研修等による組織の体制整備および男女共同参画の視点に立った評価・監視体制を確立する。】と【】を追記すべき。
- ・ 「開発協力大綱に基づき、男女共同参画の視点【および女性の権利を含む基本的人権の促進】を重要なものとして考え」と【】を追記すべき。
- ・ 実施機関の職員にジェンダー平等の意識を徹底させる体制が必要となる。
- ・ 「…開発協力の政策立案、実施、評価のあらゆる段階における【男女共同参画の視点と女性の参画を促進と】と【】を追記すべき。
- ・ 平和への貢献について「女性の参画」の記述を強化すべき。
- ・ 国連安保理決議第 1325 号を踏まえた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を第四次基本計画へ記載し、実施すべき。
- ・ 「【男女平等、担い手としての女性の活躍推進等の観点から、】女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号等【の実施を推進するための国内行動計画の策定を推進した上で】、効果的に実施し、平和構築及び復興開発等のプロセスへの女性の参画を一層促進する。」と、【】を追記すべき。
- ・ 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の記述の後に、「実施・モニタリング・評価にあたっては国連機関および NGO との対話、連携のもとに効果的に実施していく」と明記すべき。

- ・ 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の記述を1へ移すべき。
- ・ 慰安婦問題を解決すべき。
- ・ 人権保護の視点が欠落している。人身取引の根絶、ジェンダーに基づく暴力の根絶など人権保護を踏まえた国際貢献を目標にすべき。
- ・ 女性のエンパワーメント原則(WEPs)を推進すべき。

IV 推進体制の整備・強化

- ・ 「男女共同参画センター」の表記がまちまちであるため、初出箇所では「男女共同参画センター・女性センター(以下、男女共同参画センター)」とし、以降は「男女共同参画センター」とすべき。
- ・ 男女共同参画を推進するための拠点として、男女共同参画センターをより明確に位置付けてほしい。
- ・ すべての政策の全プロセスにジェンダーの視点を取り入れることを明記すべき。
- ・ 男女共同参画社会基本法に立ち返り、力強く推進体制を整備してほしい。
- ・ 国内本部機構について任務と役割にふさわしい体制に強化すべき。
- ・ 監視専門調査会の権限を強化すべき。
- ・ 男女共同参画会議に「女性差別撤廃条約専門調査会」を設置すべき。
- ・ 国内本部機構と、内閣府が所掌する他の施策に関連する会議との連携も強化すべき。
- ・ 男女共同参画に関する政策について、現場で活躍する女性や市民団体、地域で働く男女等からの意見・情報を取り入れるべき。
- ・ 「複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たちの可視化を図る」と追記してほしい。
- ・ 国内人権救済機関を設置すべき。
- ・ 「ジェンダー予算の考え方を踏まえつつ・・・」の、意味がはっきりしない。「ジェンダー平等をすすめるための予算を重点的に配分し」という記載にしてはどうか。
- ・ ジェンダー主流化の視点から、予算編成に関し男女共同参画会議が影響力をもつための具体的なプロセス等を書き込むべき。
- ・ 国際規範の順守の姿勢を明確にするため、女子差別撤廃委員会の最終見解の実施状況を確認し、取組を強化すべき。
- ・ 日本女性の地位向上が進んでいない理由を含め、男女共同参画社会実現に必要な研究・調査を進めるべき。
- ・ 「無償労働の貨幣評価」について追記すべき。
- ・ ジェンダー統計の充実について、その旨計画に記述すべき。
- ・ 3次計画にあった、統計法の二次利用の推進に関する記述を入れるべき。
- ・ ジェンダー統計の整備を地方公共団体・公共機関に義務付け、民間機関は収集・整備・提供等に努めるべき。

- ・ 「公的統計基本計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)に基づく統計データ・アーカイブの整備にかかる検討と連携して、男女共同参画に関する分析に活用できる仕組みを検討すべき。
- ・ 男女共同参画にかかわる情報の提供にあたっては、国民のスマートフォン等の普及にあわせ、電子媒体による情報提供を行うべき。
- ・ 「草の根」の語句は、地方公共団体や企業の取組に対して使うのは不自然。
- ・ 地域社会での意識変革が必要であるため、地域社会における推進体制を明記してほしい。
- ・ 「地域金融機関」は、企業・地域経済団体と重複するため不要。
- ・ 地方公共団体が、国の施策と整合性をとり、男女共同参画社会を推進できるよう、国は監視、情報提供、助言を強化してほしい。
- ・ 「地域における男女共同参画を推進する」を、「地域の実情や特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開され、地域における男女共同参画が推進されるよう支援する」に修正すべき。
- ・ 公人や地域組織の役員、地方公共団体の男女共同参画施策担当者等に向けての研修を充実させることを追記すべき。
- ・ 地方公共団体においてジェンダー統計の整備を進めることを明記すべき。
- ・ 財政支援等により、地方公共団体における体制強化を促すべき。
- ・ 3次計画に記載されていた、男女共同参画センターの機能強化に向けた支援等の記述を継続させるべき。
- ・ 男女共同参画センターの機能に研修を追記すべき。
- ・ 都道府県域と市町村域の男女共同参画センターに関する記述を合体すべき。
- ・ 男女共同参画センターの施設間の連携強化が必要。
- ・ 男女共同参画センターの職員の充実(適正数確保、専門職員の適切な配置)に関する記述を追記すべき。
- ・ 男女共同参画センターへの公的な財政支援の強化、民間団体の事業への支援を行うべき。
- ・ 3次計画に記載されていた、男女共同参画センターの指定管理者の選定基準を検討し、趣旨目的に適った効果的な管理運営がなされるよう促す、また、職員の意見がセンター等の運営に反映されるシステムを促す仕組みづくりを促進する旨の記述を復活させるべき。
- ・ 男女共同参画センターを、防災の拠点として活用すべき。

- ・ 国が男女共同参画センターの統廃合等の実態を把握することが必要。
- ・ 男女共同参画センター未設置の地方公共団体は整備に努め、統廃合はすべきでないことを明記すべき。
- ・ 男女共同参画センターについて、課題とその解決に向けた取組の検証のため、2008年に行われたような経年調査が行われるべき。
- ・ 国立女性教育会館の事業を充実させるべき。
- ・ NPO、NGO、地縁団体等の各種団体の特性や取組に応じ、国は促進策をまとめるべき。
- ・ 職場、市場、地域における総合的な女性のエンパワメントをめざす「国連女性のエンパワメント原則(WEPs)」の活用について追記すべき。
- ・ 具体的な到達数値目標(2015年国連婦人の地位委員会では203050)も入れるべき。